

令和2年8月11日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成31年（ワ）第2210号 特許権侵害行為差止等請求事件

口頭弁論終結日 令和2年3月10日

判 決

5

原 告 株 式 会 社 レ イ ズ

同訴訟代理人弁護士 永 島 孝 明

同 安 國 忠 彦

10

同 朝 吹 英 太

同 補 佐 人 弁 理 士 加 藤 卓 士

被 告 株 式 会 社 ヴ ァ イ タ ス

15

同訴訟代理人弁護士 飯 田 秀 郷

同 清 水 紘 武

主 文

20

1 被告は、別紙物件目録記載の製品を生産し、使用し、譲渡し、貸し渡し、輸出
し若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのため
の展示を含む。）をしてはならない。

2 被告は、その占有にかかる別紙物件目録記載の製品及びその半製品を廃棄せよ。

3 訴訟費用は被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 請 求

25

主文第1項及び第2項と同旨

第 2 事案の概要

1 本件は、発明の名称を「情報処理装置、情報処理方法、情報処理プログラム、
端末装置およびその制御方法と制御プログラム」とする特許番号第640746
4号の特許権（以下「本件特許権1」といい、この特許を「本件特許1」といい、
本件特許1の願書に添付した明細書及び図面を併せて「本件明細書1」という。）

5 及び発明の名称を「プログラム、情報処理装置及び情報処理方法」とする特許番
号第6309504号の特許権（以下「本件特許権2」といい、この特許を「本
件特許2」といい、本件特許2の願書に添付した明細書及び図面を併せて「本件
明細書2」という。）を有する原告が、被告に対し、被告が日本国内の複数の医
療機関向けに生産、譲渡、貸渡しを行っている別紙物件目録記載の「医療看護支
10 援ピクトグラムシステム」やそれを構成する情報処理装置等（以下、同目録記載
のシステムやそれらを構成する装置やプログラムを総称して「被告製品」という
ことがある。）は、本件特許1の請求項1、2、7、8及び10の各発明並びに
本件特許2の請求項1、2、4、5及び7の各発明の技術的範囲に属し、被告に
よる被告製品の生産、譲渡、貸渡しは本件特許権1及び本件特許権2を侵害する
15 と主張して、①特許法100条1項に基づき、被告製品の生産、使用、譲渡、貸
渡し、輸出若しくは輸入、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡し
のための展示を含む。）の差止めを求めるとともに、②同条2項に基づき、被告の
占有にかかる被告製品及びその半製品の廃棄を求める事案である。

2 前提事実（当事者間に争いのない事実並びに後掲の証拠及び弁論の全趣旨によ
20 り容易に認められる事実）

(1) 当事者

ア 原告は、情報システム業、情報サービス業、情報提供サービス業のほか、
医療機関向け情報端末システム等の情報システムの開発、設計、管理、運用
及びその販売等を業とする株式会社である。

25 イ 被告は、医療機関及び医療関連企業に対するコンサルティング業務、情報
処理に関するソフトウェア及びハードウェアの開発、販売、リース等を業と

する株式会社である。

(2) 特許権

原告は、次の各特許権の特許権者である。

ア 本件特許権 1 (甲 2)

5 特 許 番 号 第 6 4 0 7 4 6 4 号
 出 願 日 平成 3 0 年 3 月 1 4 日
 原 出 願 日 平成 2 7 年 1 2 月 2 6 日
 登 録 日 平成 3 0 年 9 月 2 8 日
 発 明 の 名 称 情報処理装置、情報処理方法、情報処理プログラム、端末
10 装置およびその制御方法と制御プログラム

イ 本件特許権 2 (甲 4)

 特 許 番 号 第 6 3 0 9 5 0 4 号
 出 願 日 平成 2 7 年 1 2 月 2 6 日
 登 録 日 平成 3 0 年 3 月 2 3 日
15 発 明 の 名 称 プログラム、情報処理装置及び情報処理方法

(3) 特許請求の範囲の記載

本件特許 1 の特許請求の範囲の請求項 1, 2, 7, 8 及び 1 0 並びに本件特
許 2 の特許請求の範囲の請求項 1, 2, 4, 5 及び 7 の特許請求の範囲の記載
は、次のとおりである。

20 ア 本件特許 1

 【請求項 1】 患者を識別するための第 1 患者識別情報を端末装置より取
得する第 1 取得部と、前記第 1 患者識別情報と、患者を識別する情報とし
てあらかじめ記憶された第 2 患者識別情報とが一致するか否かを判定す
る第 1 判定部と、前記第 1 判定部が一致すると判定した場合、前記第 2 患
25 者識別情報に対応する患者の医療情報を、前記端末装置へ出力する第 1 出
力部と、前記第 1 判定部で一致すると判定された場合に、看護師または医

師を識別するための第1医師等識別情報を前記端末装置から取得する第2取得部と、前記第1医師等識別情報と、看護師または医師を識別する情報としてあらかじめ記憶された第2医師等識別情報とが一致するか否かを判定する第2判定部と、前記第2判定部が一致すると判定した場合、前記第2患者識別情報に対応する患者の医療情報のうち前記看護師または前記医師が必要とする医療情報を含む表示画面を、前記端末装置へ出力する第2出力部と、を備える情報処理装置。

【請求項2】 前記第1出力部は、前記第1判定部が一致すると判定した場合、前記第2患者識別情報に対応する患者に対する処置の予定情報を、前記端末装置へ出力する請求項1に記載の情報装置

【請求項7】 患者を識別するための第1患者識別情報を端末装置より取得する第1取得ステップと、前記第1患者識別情報と、患者を識別する情報としてあらかじめ記憶された第2患者識別情報とが一致するか否かを判定する第1判定ステップと、前記第1判定ステップにおいて一致すると判定された場合、前記第2患者識別情報に対応する患者の医療情報を、前記端末装置へ出力する第1出力ステップと、前記第1判定ステップにおいて一致すると判定された場合に、看護師または医師を識別するための第1医師等識別情報を前記端末装置から取得する第2取得ステップと、前記第1医師等識別情報と、看護師または医師を識別する情報としてあらかじめ記憶された第2医師等識別情報とが一致するか否かを判定する第2判定ステップと、前記第2判定ステップにおいて一致すると判定した場合、前記第2患者識別情報に対応する患者の医療情報のうち前記看護師または前記医師が必要とする医療情報を含む表示画面を、前記端末装置へ出力する第2出力ステップと、をコンピュータに実行させる情報処理プログラム。

【請求項8】 患者を識別するための第1患者識別情報を取得する第1取得部と、前記第1取得部で取得した前記第1患者識別情報を情報処理装置に

送信する第 1 送信部と、前記第 1 患者識別情報とあらかじめ記憶された第 2 患者識別情報とが一致すると前記情報処理装置が判定した場合、前記第 2 患者識別情報に対応する患者の医療情報を前記情報処理装置から受信し、表示する第 1 表示部と、前記患者の医療情報が前記第 1 表示部に表示された場合に、看護師または医師を識別するための第 1 医師等識別情報を取得する第 2 取得部と、前記第 2 取得部で取得した前記第 1 医師等識別情報を前記情報処理装置に送信する第 2 送信部と、前記第 2 取得部で取得した前記第 1 医師等識別情報とあらかじめ記憶された第 2 医師等識別情報とが一致すると前記情報処理装置が判定した場合、前記第 2 患者識別情報に対応する患者の医療情報のうち前記看護師または前記医師が必要とする医療情報を含む表示画面を前記情報処理装置から受信し、表示する第 2 表示部と、を備える端末装置。

【請求項 10】患者を識別するための第 1 患者識別情報を取得する第 1 取得ステップと、前記第 1 取得ステップにおいて取得した前記第 1 患者識別情報を情報処理装置に送信する第 1 送信ステップと、前記第 1 患者識別情報とあらかじめ記憶された第 2 患者識別情報とが一致すると前記情報処理装置が判定した場合、前記第 2 患者識別情報に対応する患者の医療情報を前記情報処理装置から受信し、表示部に表示する第 1 表示ステップと、前記医療情報が前記表示部に表示された場合に、看護師または医師を識別するための第 1 医師等識別情報を取得する第 2 取得ステップと、前記第 2 取得ステップにおいて取得した前記第 1 医師等識別情報を前記情報処理装置に送信する第 2 送信ステップと、前記第 1 医師等識別情報とあらかじめ記憶された第 2 医師等識別情報とが一致すると前記情報処理装置が判定した場合、前記第 2 患者識別情報に対応する患者の医療情報のうち前記看護師または前記医師が必要とする医療情報を含む表示画面を前記情報処理装置から受信し、前記表示部に表示する第 2 表示ステップと、をコンピ

ュータに実行させる端末装置の制御プログラム。

イ 本件特許 2

【請求項 1】 患者を識別するための第 1 識別情報を端末装置より取得する第 1 取得部と、前記第 1 識別情報と、患者を識別する情報として予め記憶部に記憶された第 1 識別情報とが一致するか否かを判定する第 1 判定部と、前記第 1 識別情報が一致すると判定した場合、前記第 1 識別情報に対応する患者の医療情報を前記端末装置へ出力する第 1 出力部と、前記第 1 識別情報が一致すると判定した場合に、看護師または医師を識別するための第 2 識別情報を前記端末装置から取得する第 2 取得部と、前記第 2 識別情報と、前記記憶部に看護師または医師を識別する情報として予め記憶された第 2 識別情報とが一致するか否かを判定する第 2 判定部と、前記第 2 識別情報が一致すると判定した場合に、前記患者の状態に関する状態情報の入力を受け付けるための入力画面を前記端末装置へ出力する第 2 出力部と、を備える情報処理装置。

【請求項 2】 前記入力画面から入力された、取得した前記状態情報の履歴に基づいて生成された前記患者の状態の変化を示すための変化情報を前記端末装置へ出力する第 3 出力部をさらに備えた請求項 1 に記載の情報処理装置。

【請求項 4】 患者を識別するための第 1 識別情報を端末装置より取得する第 1 取得ステップと、前記第 1 識別情報と、患者を識別する情報として予め記憶部に記憶された第 1 識別情報とが一致するか否かを判定する第 1 判定ステップと、前記第 1 識別情報が一致すると判定した場合、前記第 1 識別情報に対応する患者の医療情報を前記端末装置へ出力する第 1 出力ステップと、前記第 1 識別情報が一致すると判定した場合に、看護師または医師を識別するための第 2 識別情報を前記端末装置から取得する第 2 取得ステップと、前記第 2 識別情報と、前記記憶部に看護師または医師を

識別する情報として予め記憶された第2識別情報とが一致するか否か判定する第2判定ステップと、前記第2識別情報が一致すると判定した場合に、前記端末装置において前記患者の状態に関する状態情報の入力を受け付けるための入力画面を出力する第2出力ステップと、をコンピュータに実行させる情報処理プログラム。

【請求項5】 患者を識別するための第1識別情報を取得する第1取得部と、前記第1取得部で取得した前記第1識別情報を情報処理装置に送信する第1送信部と、前記第1取得部で取得した前記第1識別情報と記憶部に予め記憶された第1識別情報とが一致すると前記情報処理装置が判定した場合、前記第1識別情報に対応する患者の医療情報を前記情報処理装置から受信し、表示する表示部と、前記患者の医療情報が前記表示部に表示された場合に、看護師または医師を識別するための第2識別情報を取得する第2取得部と、前記第2取得部で取得した前記第2識別情報を前記情報処理装置に送信する第2送信部と、を備え、前記表示部は、前記第2取得部で取得した前記第2識別情報と記憶部に予め記憶された第2識別情報とが一致すると前記情報処理装置が判定した場合、前記患者の状態に関する状態情報の入力を受け付けるための入力画面を表示する端末装置。

【請求項7】 患者を識別するための第1識別情報を取得する第1取得ステップと、前記第1取得ステップで取得した前記第1識別情報を情報処理装置に送信する第1送信ステップと、前記第1取得ステップで取得した前記第1識別情報と記憶部に予め記憶された第1識別情報とが一致すると前記情報処理装置が判定した場合、前記第1識別情報に対応する患者の医療情報を前記情報処理装置から受信し、端末装置に表示する第1表示ステップと、前記患者の医療情報が表示された場合に、看護師または医師を識別するための第2識別情報を取得する第2取得ステップと、前記第2取得ステップで取得した前記第2識別情報を前記情報処理装置に送信する第2

送信ステップと、前記第 2 取得ステップで取得した前記第 2 識別情報と記憶部に予め記憶された第 2 識別情報とが一致すると前記情報処理装置が判定した場合、前記患者の状態に関する状態情報の入力を受け付けるための入力画面を表示する第 2 表示ステップと、をコンピュータに実行させる端末装置の制御プログラム。

- (4) 本件特許 1 の特許請求の範囲の請求項 1, 2, 7, 8 及び 10, 本件特許 2 の特許請求の範囲の請求項 1, 2, 4, 5 及び 7 は、それぞれ、以下のように分説することができる（以下、本件特許 1 の特許請求の範囲の各発明をその請求項の番号に応じて「本件発明 1-1」, 「本件発明 1-2」などといい、総称して「本件発明 1」という。また、本件特許 2 の特許請求の範囲の係る各発明をその請求項の番号に応じて「本件発明 2-1」, 「本件発明 2-2」などといい、総称して「本件発明 2」という。

ア 本件発明 1

- (ア) 本件発明 1-1（以下、各構成要件を頭書の記号に基づき、「構成要件 1-1 A」などという。以下、同じ。）。

1-1 A 患者を識別するための第 1 患者識別情報を端末装置より取得する第 1 取得部と、

1-1 B 前記第 1 患者識別情報と、患者を識別する情報としてあらかじめ記憶された第 2 患者識別情報とが一致するか否かを判定する第 1 判定部と、

1-1 C 前記第 1 判定部が一致すると判定した場合、前記第 2 患者識別情報に対応する患者の医療情報を、前記端末装置へ出力する第 1 出力部と、

1-1 D 前記第 1 判定部で一致すると判定された場合に、看護師または医師を識別するための第 1 医師等識別情報を前記端末装置から取得する第 2 取得部と、

1-1E 前記第1医師等識別情報と、看護師または医師を識別する情報としてあらかじめ記憶された第2医師等識別情報とが一致するか否かを判定する第2判定部と、

5 1-1F 前記第2判定部が一致すると判定した場合、前記第2患者識別情報に対応する患者の医療情報のうち前記看護師または前記医師が必要とする医療情報を含む表示画面を、前記端末装置へ出力する第2出力部と、を備える情報処理装置。

(イ) 本件発明1-2

本件発明1-1の各構成に加え、次の構成

10 1-2G 前記第1出力部は、前記第1判定部が一致すると判定した場合、前記第2患者識別情報に対応する患者に対する処置の予定情報を、前記端末装置へ出力する情報処理装置

(ウ) 本件発明1-7

15 1-7A 患者を識別するための第1患者識別情報を端末装置より取得する第1取得ステップと、

1-7B 前記第1患者識別情報と、患者を識別する情報としてあらかじめ記憶された第2患者識別情報とが一致するか否かを判定する第1判定ステップと、

20 1-7C 前記第1判定ステップにおいて一致すると判定された場合、前記第2患者識別情報に対応する患者の医療情報を、前記端末装置へ出力する第1出力ステップと、

1-7D 前記第1判定ステップにおいて一致すると判定された場合に、看護師または医師を識別するための第1医師等識別情報を前記端末装置から取得する第2取得ステップと、

25 1-7E 前記第1医師等識別情報と、看護師または医師を識別する情報としてあらかじめ記憶された第2医師等識別情報とが一致

するか否か判定する第2判定ステップと、

1-7F 前記第2判定ステップにおいて一致すると判定した場合、前記第2患者識別情報に対応する患者の医療情報のうち前記看護師または前記医師が必要とする医療情報を含む表示画面を、前記端末装置へ出力する第2出力ステップと、をコンピュータに実行させる情報処理プログラム。

(エ) 本件発明 1-8

1-8A 患者を識別するための第1患者識別情報を取得する第1取得部と、前記第1取得部で取得した前記第1患者識別情報を情報処理装置に送信する第1送信部と、

1-8B 前記第1患者識別情報とあらかじめ記憶された第2患者識別情報とが一致すると前記情報処理装置が判定した場合、

1-8C 前記第2患者識別情報に対応する患者の医療情報を前記情報処理装置から受信し、表示する第1表示部と、

1-8D 前記患者の医療情報が前記第1表示部に表示された場合に、看護師または医師を識別するための第1医師等識別情報を取得する第2取得部と、前記第2取得部で取得した前記第1医師等識別情報を前記情報処理装置に送信する第2送信部と、

1-8E 前記第2取得部で取得した前記第1医師等識別情報とあらかじめ記憶された第2医師等識別情報とが一致すると前記情報処理装置が判定した場合、

1-8F 前記第2患者識別情報に対応する患者の医療情報のうち前記看護師または前記医師が必要とする医療情報を含む表示画面を前記情報処理装置から受信し、表示する第2表示部と、を備える端末装置。

(オ) 本件発明 1-10

1-10A 患者を識別するための第1患者識別情報を取得する第1取得ステップと、前記第1取得ステップにおいて取得した前記第1患者識別情報を情報処理装置に送信する第1送信ステップと、

5

1-10B 前記第1患者識別情報とあらかじめ記憶された第2患者識別情報とが一致すると前記情報処理装置が判定した場合、

1-10C 前記第2患者識別情報に対応する患者の医療情報を前記情報処理装置から受信し、表示部に表示する第1表示ステップと、

10

1-10D 前記医療情報が前記表示部に表示された場合に、看護師または医師を識別するための第1医師等識別情報を取得する第2取得ステップと、前記第2取得ステップにおいて取得した前記第1医師等識別情報を前記情報処理装置に送信する第2送信ステップと、

15

1-10E 前記第1医師等識別情報とあらかじめ記憶された第2医師等識別情報とが一致すると前記情報処理装置が判定した場合、

1-10F 前記第2患者識別情報に対応する患者の医療情報のうち前記看護師または前記医師が必要とする医療情報を含む表示画面を前記情報処理装置から受信し、前記表示部に表示する第2表示ステップと、をコンピュータに実行させる端末装置の制御プログラム。

20

イ 本件発明 2

(ア) 本件発明 2-1

2-1A 患者を識別するための第1識別情報を端末装置より取得する第1取得部と、

25

2-1B 前記第1識別情報と、患者を識別する情報として予め記憶部

に記憶された第 1 識別情報とが一致するか否かを判定する第 1 判定部と、

2-1 C 前記第 1 識別情報が一致すると判定した場合、前記第 1 識別情報に対応する患者の医療情報を前記端末装置へ出力する第 1 出力部と、

2-1 D 前記第 1 識別情報が一致すると判定した場合に、看護師または医師を識別するための第 2 識別情報を前記端末装置から取得する第 2 取得部と、

2-1 E 前記第 2 識別情報と、前記記憶部に看護師または医師を識別する情報として予め記憶された第 2 識別情報とが一致するか否かを判定する第 2 判定部と、

2-1 F 前記第 2 識別情報が一致すると判定した場合に、前記患者の状態に関する状態情報の入力を受け付けるための入力画面を前記端末装置へ出力する第 2 出力部と、を備える情報処理装置。

(イ) 本件発明 2-2

本件発明 2-1 の各構成に加え、次の構成

2-2 H 前記入力画面から入力された、取得した前記状態情報の履歴に基づいて生成された前記患者の状態の変化を示すための変化情報を前記端末装置へ出力する第 3 出力部をさらに備えた情報処理装置。

(ウ) 本件発明 2-4

2-4 A 患者を識別するための第 1 識別情報を端末装置より取得する第 1 取得ステップと、

2-4 B 前記第 1 識別情報と、患者を識別する情報として予め記憶部に記憶された第 1 識別情報とが一致するか否かを判定する第 1 判定ステップと、

2-4 C 前記第1 識別情報が一致すると判定した場合、前記第1 識別情報に対応する患者の医療情報を前記端末装置へ出力する第1 出力ステップと、

5 2-4 D 前記第1 識別情報が一致すると判定した場合に、看護師または医師を識別するための第2 識別情報を前記端末装置から取得する第2 取得ステップと、

2-4 E 前記第2 識別情報と、前記記憶部に看護師または医師を識別する情報として予め記憶された第2 識別情報とが一致するかどうか判定する第2 判定ステップと、

10 2-4 F 前記第2 識別情報が一致すると判定した場合に、前記端末装置において前記患者の状態に関する状態情報の入力を受け付けるための入力画面を出力する第2 出力ステップと、をコンピュータに実行させる情報処理プログラム。

(エ) 本件発明 2-5

15 2-5 A 患者を識別するための第1 識別情報を取得する第1 取得部と、前記第1 取得部で取得した前記第1 識別情報を情報処理装置に送信する第1 送信部と、

2-5 B 前記第1 取得部で取得した前記第1 識別情報と記憶部に予め記憶された第1 識別情報とが一致すると前記情報処理装置が判定した場合、

2-5 C 前記第1 識別情報に対応する患者の医療情報を前記情報処理装置から受信し、表示する表示部と、

2-5 D 前記患者の医療情報が前記表示部に表示された場合に、看護師または医師を識別するための第2 識別情報を取得する第2 取得部と、前記第2 取得部で取得した前記第2 識別情報を前記情報処理装置に送信する第2 送信部と、を備え、

2-5 E 前記表示部は、前記第2取得部で取得した前記第2識別情報と記憶部に予め記憶された第2識別情報とが一致すると前記情報処理装置が判定した場合、

2-5 F 前記患者の状態に関する状態情報の入力を受け付けるための入力画面を表示する端末装置。

(オ) 本件発明2-7

2-7 A 患者を識別するための第1識別情報を取得する第1取得ステップと、前記第1取得ステップで取得した前記第1識別情報を情報処理装置に送信する第1送信ステップと、

2-7 B 前記第1取得ステップで取得した前記第1識別情報と記憶部に予め記憶された第1識別情報とが一致すると前記情報処理装置が判定した場合、

2-7 C 前記第1識別情報に対応する患者の医療情報を前記情報処理装置から受信し、端末装置に表示する第1表示ステップと、

2-7 D 前記患者の医療情報が表示された場合に、看護師または医師を識別するための第2識別情報を取得する第2取得ステップと、前記第2取得ステップで取得した前記第2識別情報を前記情報処理装置に送信する第2送信ステップと、

2-7 E 前記第2取得ステップで取得した前記第2識別情報と記憶部に予め記憶された第2識別情報とが一致すると前記情報処理装置が判定した場合、

2-7 F 前記患者の状態に関する状態情報の入力を受け付けるための入力画面を表示する第2表示ステップと、をコンピュータに実行させる端末装置の制御プログラム。

(5) 被告の行為

被告は、日本国内の複数の医療機関向けに、被告製品の生産、譲渡、貸渡し

を行っている。

(6) 被告製品の構成（甲 5 ないし 8）

被告製品は、サーバや端末等からなる医療看護支援ピクトグラムシステムと呼ばれるシステムを構成するものである。被告製品のサーバであるピクトグラムサーバ（以下、「ピクトグラムサーバ」ということがある。）は、内蔵されたプログラムにより制御され、医療や看護を支援する各種情報サービスを提供するための情報処理を行い、端末であるピクトグラム端末（以下、「ピクトグラムサーバ」ということがある。）に情報を提示するものであり、システムの外部にある電子カルテシステムと連携して情報処理を行うことも可能である。ピクトグラム端末は、内蔵されたプログラムにより制御される。

被告製品のピクトグラムサーバの構成は、概ね、次のとおりである。

ア ピクトグラムサーバは、ピクトグラム端末が患者のリストバンドのバーコードを読み取るなどして取得した患者 ID を、同端末を通じて取得する。

イ ピクトグラムサーバは、上記アの患者 ID とあらかじめ電子カルテサーバに登録された患者 ID とが一致するか否かを判定する。

ウ ピクトグラムサーバは、上記イにおいて患者 ID が一致すると判定した場合（以下、上記アからウの判定までのプロセスを「患者登録」ということがある。）、ピクトグラム端末に対し、上記患者 ID に対応する患者に関し、患者の氏名、主治医の氏名のほか、ペースメーカーの有無やアレルギーの有無等の情報を出力する。

エ ピクトグラムサーバは、患者登録により患者 ID が一致すると判定されて上記ウの画面が表示されている状態において、ピクトグラム端末が医師又は看護師等の医療従事者（以下、医師又は看護師等の医療従事者を区別することなく「医療スタッフ」ということがある。）の IC カードやバーコードを読み取ることによって取得した医療スタッフ ID を、同端末を通じて取得する。

オ ピクトグラムサーバは、上記エの医療スタッフ I D とあらかじめ電子カル
テサーバに登録された医療スタッフ I D とが一致するか否かを判定する。

カ ピクトグラムサーバは、上記オにおいて医療スタッフ I D が一致すると判
定した場合、患者の体温、血圧等のバイタル情報（その経時変化も含む）や
5 検査結果に関する情報に係るデータをピクトグラム端末に出力する。

キ 医療スタッフは、患者登録がされる前に、上記エ及びオと同様の方法によ
り認証をする必要がある（以下、この認証について、「患者登録前医療スタ
ッフ認証」という。）。

3 争点

10 (1) 被告製品のピクトグラムサーバは、本件発明 1－1 の技術的範囲に属するか
(争点 1)

ア 被告製品の患者登録に係る構成は構成要件 1－1 A 及び 1－1 B を充足
するか (争点 1－1)

イ 被告製品のピクトグラムサーバは構成要件 1－1 F を充足するか (争点 1
15 －2)

(2) 被告製品のピクトグラムサーバ、ピクトグラム端末や、それらのプログラム
は、本件発明 1－2、本件発明 1－7、本件発明 1－8 及び本件発明 1－10
の技術的範囲に属するか (争点 2)

(3) 被告製品のピクトグラムサーバは、本件発明 2－1 の技術的範囲に属するか
20 (争点 3)

(4) 被告製品のピクトグラムサーバ、ピクトグラム端末や、それらのプログラム、
本件発明 2－2、本件発明 2－4、本件発明 2－5 及び本件発明 2－7 の技
術的範囲に属するか (争点 4)

(5) 本件発明 1 は、いずれも公開特許公報である特開 2005－275607 号
25 公報（乙 1。以下「乙 1 公報」という。）に記載された発明に基づき容易に想到
することができたか (争点 5)

- (6) 本件発明 2 は、いずれも乙 1 公報に記載された発明に基づき容易に想到することができたか（争点 6）

4 争点に関する当事者の主張

- (1) 争点 1－1（被告製品の患者登録に係る構成は構成要件 1－1 A 及び 1－1 B を充足するか）

（原告の主張）

ア 被告製品の構成は前記 2(6)のとおりであるところ、被告製品のピクトグラム端末は構成要件 1－1 A の「端末装置」に、ピクトグラム端末から取得された患者 I D は構成要件 1－1 A の「第 1 患者識別情報」に、電子カルテサーバにあらかじめ登録されている患者 I D は構成要件 1－1 B の「第 2 患者識別情報」に、被告製品のピクトグラムサーバは構成要件 1－1 F の「情報処理装置」にそれぞれ相当する。そして、ピクトグラムサーバは、ピクトグラム端末から取得した「第 1 患者識別情報」と「第 2 患者識別情報」が一致するかどうかを判定し、両者が一致すると判定した場合には、ピクトグラム端末に対して当該患者の医療情報が送信するとともに、上記判定後に、「第 1 医師等識別情報」に相当する医療スタッフ I D がピクトグラム端末から取得された場合には、同 I D が電子カルテサーバにあらかじめ登録されている医療スタッフ I D（第 2 医師等識別情報）と一致するかを判定し、両者が一致すると判定した場合には、当該患者の医療情報のうち医療スタッフが必要とする情報をピクトグラム端末に出力する。

以上のとおり、被告製品のピクトグラムサーバの患者登録に係る構成は、構成要件 1－1 A 及び構成要件 1－1 B に相当するであり、被告製品のピクトグラムサーバは構成要件 1－1 A 及び構成要件 1－1 B を充足する。

イ 被告は、構成要件 1－1 A 及び構成要件 1－1 B で行われる判定は、端末装置に医療スタッフが必要とする医療情報を表示させるための構成要件 1－1 D ないし構成要件 1－1 F で行われる判定と情報処理として連続性を

有する判定であり，端末装置に医療情報を表示させる都度行われる判定に限られると解釈すべきであり，被告製品の患者登録に係る構成は，構成要件 1－1 A 及び 1－1 B を充足するものではないと主張する（以下，構成要件 1－1 A 及び構成要件 1－1 B で行われる判定を「第 1 判定」ということがあり，端末により取得された患者を識別するための情報と，あらかじめ記憶された患者を識別するための情報とが一致することを確認することを「患者認証」ということがある。また，構成要件 1－1 D 及び構成要件 1－1 E でされる判定を「第 2 判定」ということがあり，端末により取得された医療スタッフを識別するための情報と，あらかじめ記憶された医療スタッフを識別するための情報とが一致することを確認することを「医療スタッフ認証」ということがある。）。
5
10

しかし，特許請求の範囲や本件明細書 1 には，第 1 判定について被告が主張するように限定解釈することについて開示も示唆もない。むしろ，本件明細書 1 には，第 1 判定で一致すると判断されて患者用画面が表示された後に患者又は医療スタッフによる「検査ボタン」又は「手術ボタン」の入力操作が行われなければ患者用画面が表示されたままとなる構成が開示されている（【図 1 1】【図 1 2】）。このことから，本件発明 1－1 は，第 1 判定と第 2 判定が情報処理として時間的連続性をもって行われる構成に限られず，第 1 判定がされた後に端末装置と情報処理装置との間の通信を切断するような構成も含まれる。また，患者識別情報の取得が端末装置によってされることは，端末装置とそれを利用する患者との関連付けの誤りに起因する患者の取違えを防止するという本件発明 1－1 の目的に照らして必要ではあるものの，端末装置に医療情報を表示させる都度患者認証を行うことまでは必要はないから，被告の主張は独自の解釈に基づくものであり失当である。
15
20

ウ 被告は，第 1 判定について被告が主張する解釈をせず，第 1 判定が行われた後に第 2 判定が行われれば足りると解釈すると，本件発明 1－1 が無効に
25

なるか、被告製品について被告の先使用权を認めることになることを根拠に、第1判定と第2判定との関係について、被告主張のとおり解釈すべきである旨主張する。

しかし、以下のとおり、本件発明1-1と被告が指摘する従来技術とは、技術思想においても具体的な構成においても相違しているし、本件発明1-1はこれら従来技術に基づいて当業者が容易に想到することができたものでもない。また、その他の本件発明1についても同様である。

(ア) 被告は、本件発明1-1は、公開特許公報である特開2012-118782号公報（乙6。以下「乙6公報」という。）に記載された発明と同一か、乙6公報に記載された発明から容易に想到することができたと主張するが、理由がない。

乙6公報には、医療スタッフが、ベッドサイドに設置されている表示用端末に自身のID番号を認識させて「スタッフ認証」を行うと、管理端末が管理対象としている1又は複数の患者について、常時表示可能とされている項目の医療情報を適宜、追加、変更削除するための画面を表示用端末に接続された表示装置に表示することが開示されている（段落【0048】ないし【0053】）。ここで、「スタッフ認証」の前に患者認証を行う必要があることは、乙6公報には一切記載されていない。かえって、画面に表示されるのは、管理端末が管理対象としている「1又は複数の患者」の医療情報（段落【0052】）であり、ベッドサイドに設置されている表示用端末を使用している患者の情報に限られないのであるから、患者認証によって患者と表示用端末とを関連付けるといえることは何ら開示されていない。

また、本件発明1-1は、医療スタッフが患者の医療情報にアクセスするための医療スタッフ認証に患者認証を先行させることに技術的意義があり、第1判定で行う患者認証によって端末装置と同端末を使用する患者

との関連付けを確実に行うことにより、患者の取違えを防止することを目的するものであり、乙 6 公報に記載された発明とは技術的特徴が異なっている。

(イ) 被告は、本件発明 1－1 は、公開特許公報である特開 2 0 1 4－9 7 1 1 6 号公報（乙 2。以下「乙 2 公報」という。）に記載された発明と同一か、乙 2 公報に記載された発明から容易に想到することができたと主張するが、理由がない。

乙 2 公報には、患者識別情報によって患者認証をする構成は開示されていない。すなわち、乙 2 公報に記載された発明においては、そのベッドサイド端末識別子によってバックグラウンドでログインするなど患者識別情報による患者認証をすることなく患者操作モードにすることが可能である。また、乙 2 公報には、医療スタッフ ID の入力によってベッドサイド端末に関連付けられた患者に関する医療スタッフ向けの医療情報が表示されることが記載されているとしても、入力された看護師 ID がナースコールサーバによってあらかじめ記憶された看護師 ID と一致するか否かの判定が行われるかどうか、すなわち医療スタッフ認証が行われているかについても何ら開示がない。

したがって、本件発明 1－1 は乙 2 公報に記載された発明と同一とはいえないし、その発明から容易に想到することができたものでもない。

(ウ) 被告は、本件発明 1－1 は、公開特許公報である特開平 1 0－3 2 3 3 3 2 号公報（乙 3。以下「乙 3 公報」という。）に記載された発明と同一であるか、乙 3 公報に記載された発明から容易に想到することができたと主張するが、理由がない。

本件発明 1－1 は、医療スタッフが患者の医療情報にアクセスするための医療スタッフ認証に係る第 2 判定に先立って患者認証に係る第 1 判定を行うことに技術的意義があり、第 1 判定によって端末装置と同端末を使

用する患者との関連付けを確実に行うことにより、患者の取違えを防止することを目的するものであり、乙３公報に記載された発明とは技術的特徴が異なっている。本件発明１－１は、乙３公報に記載された発明と同一の発明ではないし、乙３公報に記載された発明から容易に想到することができたものでもない。

(エ) 被告は、本件発明１－１は、公開特許公報である特開２０００－２８５１８１号公報（乙９。以下「乙９公報」という。）に記載された発明と同一であるか、乙９公報に記載された発明から容易に想到することができたと主張するが、理由がない。

本件発明１－１は、医療スタッフが患者の医療情報にアクセスするための医療スタッフ認証に係る第２判定に対して、患者認証に係る第１判定を先行させることに技術的意義があり、第１判定によって端末装置と同端末を使用する患者との関連付けを確実に行うことにより、患者の取違えを防止することを目的するものであり、乙９公報に記載された発明とは技術的特徴が異なっている。本件発明１－１は、乙９公報に記載された発明と同一の発明ではないし、乙９公報に記載された発明から容易に想到することができたものでもない。

(オ) 被告は、乙１３に記載されている、被告が納入したピクトグラムシステム（以下「乙１３システム」という。）が平成２６年３月１日から佐久総合病院で稼働していて公然と実施されており、本件発明１－１は、乙１３システムと同一である旨主張するが、理由がない。

乙１３には、乙１３システムの要件やイメージ図が記載されているだけであり、本件特許１の基準日前に乙１３システムがどのような構成を具備していたのかは何ら明らかではない。また、上記のような乙１３から、発明の内容を知り得るものではないし、乙１３は佐久総合病院に提出したものであり、不特定多数の者を対象とするものでもない。また、乙１３の作

成日付は書き換え可能な電子データを出力したものであり、その作成日について証明力はない。

そして、乙 13 システムにおいて、医療スタッフ登録処理手続の後にベッドサイド端末に表示されるのは、患者ピクトグラム編集画面であり、乙 13 システムは、患者のバイタル情報や検査結果を表示する機能を具備していない。したがって、乙 13 システムは、医療スタッフ登録処理手続の後に「医療情報」（構成要件 1－1 F）を表示するものではなく、少なくとも構成要件 1－1 F に相当する構成を有しない。

エ 被告は、被告製品においては患者登録前医療スタッフ認証がされることを根拠に、被告製品の患者登録は第 1 判定には相当しないと主張する。

しかし、被告製品における患者登録前医療スタッフ認証は、医療スタッフが患者登録を行うことを許可するためのものである。これに対し、第 2 判定は患者の医療情報のうち医療スタッフが必要とする情報を端末装置に出力することを許可するためのものであり、患者登録前医療スタッフ認証は第 2 判定に相当するものではない。また、本件発明 1 の情報処理装置は、構成要件 1－1 A ないし 1－1 F に係る構成のみを備える情報処理装置とはされおらず、他の構成を含み得る。したがって、被告製品の情報処理装置が構成要件 1－1 A ないし 1－1 F を充足する構成の他に患者登録を許可するための患者登録前医療スタッフ認証を患者登録に先行させる構成を具備しているとしても、被告製品が本件発明 1 の技術的範囲に属することに影響を与えるものではない。

（被告の主張）

ア 構成要件 1－1 D の「前記第 1 判定部で一致すると判定された場合」という文言にも現れているように、本件発明 1－1 は、医療スタッフが必要とする患者の医療情報に端末装置からアクセスするために、患者認証をした上で医療スタッフ認証を行うという手順を実現する一連のプログラムによる情

報処理を行うものであるから、第1判定と第2判定は、医療スタッフが患者の医療情報にアクセスするための情報処理制御として連続した処理であり、医療スタッフが患者の医療情報にアクセスしようとするその都度、第1判定を行った上で医療スタッフ認証を行うことを必須とするものである。また、原告は、本件発明1－1の技術的意義について、患者の取違えを確実に防止することによってセキュリティを向上させることにありと主張する。患者とベッドサイド端末との関連付けがされた後に患者が別のベッドに移動等する場合も想定できることになるのであるから、原告が主張する本件発明1－1の技術的意義を実現するためには、医療情報を表示させる都度患者認証を行わなければならない。

したがって、第1判定は、端末装置に患者の医療情報を表示させるための第2判定と情報処理として連続性を有する判定、すなわち端末装置に患者の医療情報を表示させる都度行われる判定に限られると解釈すべきである。

イ 本件発明1－1において、医療スタッフが患者の医療情報にアクセスしようとするその都度患者認証を行った上で医療スタッフ認証を行うことを必須とせず、患者認証が行われた後に医療スタッフ認証が行われれば足りると解釈すると、以下のとおり、そのような技術は、本件特許1の原出願日（平成27年12月26日。本件特許2の出願日であり、以下、同日を「基準日」という。）より前の従来技術と同一の技術であるか、それから容易に想到することができたものであり、本件発明1－1が無効となるか、被告の先使用权を認めることになる。したがって、第1判定と第2判定との関係は、上記アのとおり解釈すべきである。

（ア） 乙6公報には、少なくとも、本件発明1－1の構成に関連して、①表示用端末が患者の手首につけられたバーコードを読み取って患者ID番号を取得し、これを管理端末に送信し、②管理端末は、表示用端末から送信された患者ID番号とあらかじめ記憶された患者ID番号とが一致する

か否かを判定し、一致すると判定されて患者認証がされた場合には、患者の医療情報のうち、常時表示可とされた項目の医療情報を選択して表示用端末に送信し、同情報が表示用端末と接続されたベッドサイド表示装置に表示され（表示停止の命令が入力されるまで、常時表示している）、③患者
5 認証がされた状態で、医療スタッフが表示用端末に医療スタッフ I D 番号を認識させると、表示用端末が医療スタッフ I D 番号を管理端末に送信し、④管理端末は、受信した医療スタッフの I D 番号とあらかじめ記憶された医療スタッフ I D 番号とが一致するか否かを判定し、一致すると判定されて医療スタッフ認証がされた場合には、患者の医療情報のうち、医療
10 情報の中から常時表示可とされている項目の医療情報を選択して、表示用端末に送信することが開示されている。

そうすると、本件発明 1－1 は乙 6 公報に開示された情報処理装置の発明と同一である。また、同一でなくとも、乙 6 公報に開示された情報処理装置の発明に基づいて当業者が容易に想到することができた。

(イ) 乙 2 公報には、少なくとも、本件発明 1－1 の構成に関連して、①患者
15 とベッドサイド端末とを関連付ける際、患者識別情報をベッドサイド端末に入力し、これとあらかじめ記憶された患者識別情報とが一致すると判定されて患者認証がされると、ベッドサイド端末と患者とが関連付けられ、ベッドサイド端末は、患者に対して医療情報等を表示する患者操作モード
20 となること、②看護師は、ベッドサイド端末を患者操作モードから看護師操作モードに変更するためには、ベッドサイド端末に看護師 I D を入力し、これとあらかじめ記憶された看護師 I D とが一致すると判定されて医療スタッフ認証がされると、ベッドサイド端末に電子カルテの情報や診察結果、服薬情報などの履歴を含む電子カルテの情報が表示され、看護師が
25 これを閲覧することができることが開示されている。

そうすると、本件発明 1－1 は乙 2 公報に開示された情報処理装置の発

明と同一である。また、同一でなくとも、乙2公報に開示された情報処理装置の発明に基づいて当業者が容易に想到することができた。

(ウ) 乙3公報には、少なくとも、本件発明1-1の構成に関連して、①患者と病床用情報端末とを関連付ける際、患者のID番号を病床用情報端末に入力し、これとあらかじめ記憶された患者のID番号とが一致すると判定されて患者認証がされると、病床用情報端末と患者とが関連付けられ、ベッドサイド端末は、患者に対して、医療情報たる患者のスケジュール（検査スケジュールなど）を表示すること、②医療スタッフは、病床用情報端末と患者とが関連付けられた状態で、病床用情報端末に医療スタッフのID番号を入力し、これとあらかじめ記憶された医療スタッフのID番号とが一致すると判定されて医療スタッフ認証がされると、電子カルテのオーダリングの情報、生態情報などが病床用情報端末に表示され、医療スタッフがこれを閲覧することができること開示されている。

そうすると、本件発明1-1は乙3公報に開示された情報処理装置の発明と同一である。また、同一でなくとも、乙3公報に開示された情報処理装置の発明に基づいて当業者が容易に想到することができた。

(エ) 乙9公報には、少なくとも、本件発明1-1の構成に関連して、①患者とベッドサイド端末とを関連付ける際、患者IDをベッドサイド端末に入力し、これとあらかじめ記憶された患者IDとが一致すると判定されると、ベッドサイド端末と患者とが関連付けられていること、②上記①の後に、患者は、患者識別情報（患者ID及びパスワード）をベッドサイド端末に入力し、ベッドサイド情報システムのサーバにおいて正当なアクセス権限があると認証されて患者認証がされると、当該患者についての患者向けの診療情報メニュー（診療予定、経過情報、各種予約等）がベッドサイド端末に表示され、患者がこれにアクセスできること、③上記①の後に、医療スタッフは、医療スタッフ識別情報（医療スタッフID及びパスワード）をベッドサイド端末に入力し、これとあらかじめ記憶された医療スタッフ識別情報とが一致すると判定されて医療スタッフ認証がされると、当該医療スタッフについての診療情報メニュー（診療予定、経過情報、各種予約等）がベッドサイド端末に表示され、医療スタッフがこれにアクセスできること開示されている。

ド) をベッドサイド端末に入力し、ベッドサイド情報システムのサーバにおいて正当なアクセス権限があると認証されて医療スタッフ認証がされると、当該患者についての医療スタッフ向け診療情報メニュー（患者のバイタルサイン照会（バイタル情報の変化情報）、クリティカルパス（診療計画などの予定）等）が表示され、医療スタッフがこれにアクセスできることが開示されている。

そうすると、本件発明 1－1 は乙 9 公報に開示された情報処理装置の発明と同一である。また、同一でなくとも、乙 9 公報に開示された情報処理装置の発明に基づいて当業者が容易に想到することができた。

(オ) 被告が納入し、平成 26 年 3 月 1 日から佐久総合病院で稼働していたシステムである乙 13 システムの構成は、以下のとおりである。

① ベッドサイド端末は、患者とベッドサイド端末とが関連付けられていない場合、カレンダー画面を表示している。

② カレンダー画面の時刻表示部分をタップすると、ベッドサイド端末には医療スタッフ認証画面が表示される。

③ 上記②の医療スタッフ認証画面で医療スタッフカードのバーコードを読ませると医療スタッフベッドサイド用メニューが表示され、そこには「患者登録」、「患者登録解除」、「ピクトグラム編集」という 3 つのボタンがある。

④ 上記③のボタンの中から「患者登録」をタップすると、患者端末登録画面が表示されるので、患者のリストバンドのバーコードを読ませると、患者番号がベッドサイド端末に登録され、患者ピクトグラム画面が表示される。患者ピクトグラム画面のメイン画面には、患者の氏名、時刻、主治医、受持看護師、入院日のほか、看護支援のためのピクトグラムが表示され、サブ画面には、直近の手術実施日等が記載されている。

⑤ 患者ピクトグラム画面のメイン画面の時刻表示部分をタップすると、医

療スタッフ認証画面が表示されるので、そこで医療スタッフカードのバーコードを読ませると、医療スタッフベッドサイド用メニューが表示され、そこには「患者登録」、「患者登録解除」、「ピクトグラム編集」という3つのボタンがある。

- 5 ⑥ 上記⑤のボタンの中から「ピクトグラム編集」というボタンをタップすると、ピクトグラムの編集画面が表示され、医療スタッフはピクトグラムを編集することができる。

第1判定と第2判定との関係を原告主張のように解すると、乙13システムの上記④の患者の登録の処理手続は第1判定に相当し、乙13システムは、本件発明1-1と同一であり、被告製品の構成は、乙13システムの構成と同様のものである。

10 ウ 被告製品における患者登録は、ベッドサイド端末とそれを使用する患者とを関連付けるために行われるものであり、患者がベッドサイド端末の使用を開始する際に行えば足り、医療スタッフが患者の医療情報にアクセスする都度必要となるものではない。また、被告製品は、患者登録が完了すると一度TCP接続が切断され、その後に医療スタッフが患者の医療情報をベッドサイド端末に表示するために医療スタッフ認証をする際に再度TCP接続が開始されるという構成であることから明らかなように、患者登録と患者登録後の医療スタッフ認証との間には情報処理としての連続性はない。さらに、被告製品においては、医療スタッフが患者の医療情報にアクセスする都度患者登録と同様の操作をすることを必須としていないため、患者が別のベッドに移動した場合などは、患者の取違えが生じる危険があり、原告が主張する効果を奏功しない。

20 したがって、被告製品の患者登録は、第1判定を行っているものではなく、構成要件1-1A及び構成要件1-1Bを充足しない。

25 エ 本件発明1-1では、一連の処理からなる各操作において、患者認証が医療スタッフ認証に先行してされているのに対し、被告製品においては、患者登録

に先行して患者登録前医療スタッフ認証が行われている。この点からも、被告製品における患者登録は、第1判定を行っているものではなく、構成要件1－1 A及び構成要件1－1 Bを充足しない。

(2) 争点1－2（被告製品のピクトグラムサーバは構成要件1－1 Fを充足するか）

5

（原告の主張）

ア 構成要件1－1 Fの「表示画面を、前記端末装置へ出力する」について、二次元画面そのものを出力するなどとはされておらず、構成要件1－1 Cとは異なる用語が用いられてはいるものの、そこで出力されるデータが異なることについて本件明細書1には一切記載がない。したがって、この出力には、
10 情報処理装置が生成した二次元画面そのものを端末装置へ出力するだけでなく、表示画面を表示するために必要なデータを端末装置へ送信することをも含む意味で用いられている。

イ 被告製品は、表示画面に医療情報を表示するために必要なデータをHTML
15 Lデータとしてベッドサイド端末に対して送信する。HTMLはブラウザにおける表示を前提とした言語データであり、表示画面における文字、画像の内容、位置、大きさ、色などをテキスト形式で指定するものであり、HTMLデータを送信することは二次元画面を出力することと同義であるから、被告製品は、構成要件1－1 Fを充足する。

15

（被告の主張）

20

ア 構成要件1－1 Cが「医療情報を・・・出力する」と規定しているのに対し、構成要件1－1 Fは「医療情報を含む表示画面を・・・出力する」と規定している。また、本件明細書1においても、構成要件1－1 Fに係る構成の説明において「画面を生成する」、「画面出力する」、「画面を表示する」と
25 いった表現を用いて、「情報」と区別して「画面」という語が用いられている。

これらからすると、構成要件1－1 Fの「表示画面を、前記端末装置へ出力

する」とは、情報処理装置が生成した二次元画面そのものを端末装置に送信することを意味する。

イ 被告製品の情報端末システムはベッドサイド端末に対して医療情報を表示するために必要なHTMLデータを送信するにすぎない。したがって、被告製品は構成要件１－１Ｆを充足しない。

(3) 被告製品のピクトグラムサーバ、ピクトグラム端末や、それらのプログラムは、本件発明１－２、本件発明１－７、本件発明１－８及び本件発明１－１０の技術的範囲に属するか（争点２）

(原告の主張)

被告製品のピクトグラムサーバで、患者のスケジュールを時系列で端末装置に表示するものは、構成要件１－２Ｇを充足する。

本件発明１－７の構成要件と本件発明１－１の構成要件を対比すると、本件発明１－７の各構成要件は、本件発明１－１の各構成要件に対応し、被告製品のピクトグラムサーバを動作させるプログラムは本件発明１－７の「情報処理プログラム」である。

本件発明１－８と本件発明１－１の構成要件を対比すると、本件発明１－８の各構成要件は、本件発明１－１の各構成要件と実質的に同じであり、被告製品のピクトグラム端末は、本件発明１－８の「端末装置」である。

本件発明１－１０の構成要件と本件発明１－８の構成要件を対比すると、本件発明１－１０の各構成要件は、本件発明１－８の各構成要件に対応し、被告製品のピクトグラム端末を動作させるプログラムは本件発明１－１０の「端末装置の制御プログラム」である。

これらによれば、被告製品のピクトグラムサーバ、ピクトグラム端末や、それらのプログラムは、本件発明１－２、本件発明１－７、本件発明１－８及び本件発明１－１０の技術的範囲に属する。

(被告の主張)

争点１において被告が主張したのと同様の理由により，被告製品のピクトグラムサーバ，ピクトグラム端末や，それらのプログラム，情報処理の方法は，本件発明１－２，本件発明１－７，本件発明１－８及び本件発明１－１０の技術的範囲に属しない。

- 5 (4) 被告製品のピクトグラムサーバは，本件発明２－１の技術的範囲に属するか（争点３）

（原告の主張）

本件発明２－１における「第１識別情報」と「予め記憶部に記憶された第１識別情報」は，それぞれ，本件発明１における「第１患者識別情報」と「あらかじめ記憶された第２患者識別情報」に相当する。したがって，争点１において主張したのと同様の理由により，被告製品のピクトグラムサーバは，本件発明２－１の技術的範囲に属する。

（被告の主張）

15 本件発明２－１における「第１識別情報」と「予め記憶部に記憶された第１識別情報」は，それぞれ，本件発明１における「第１患者識別情報」と「あらかじめ記憶された第２患者識別情報」に相当する。したがって，争点１－１において主張したのと同様の理由により，被告製品のピクトグラムサーバは，本件発明２－１の技術的範囲に属しない。

- 20 (5) 被告製品のピクトグラムサーバ，ピクトグラム端末や，それらのプログラムは，本件発明２－２，本件発明２－４，本件発明２－５及び本件発明２－７の技術的範囲に属するか（争点４）

（原告の主張）

被告製品で，患者のバイタル情報の経時変化を示すグラフを端末装置に表示するものは，構成要件２－２Ｈを充足する。

25 本件発明２－４の構成要件と本件発明２－１の構成要件を対比すると，本件発明２－４の各構成要件は，本件発明２－１の各構成要件に対応し，被告製品

のピクトグラムサーバを動作させるプログラムは本件発明 2-4 の「情報処理プログラム」である。

本件発明 2-5 と本件発明 2-1 の構成要件を対比すると、本件発明 2-5 の各構成要件は、本件発明 2-1 の各構成要件と実質的に同じであり、被告製品
5 のピクトグラム端末は、本件発明 2-5 の「端末装置」である。

本件発明 2-7 の構成要件と本件発明 2-5 の構成要件を対比すると、本件発明 2-7 の各構成要件は、本件発明 2-5 の各構成要件に対応し、被告製品のピクトグラム端末を動作させるプログラムは本件発明 2-7 の「端末装置の制御プログラム」である。

これらによれば、ピクトグラムサーバ及びピクトグラム端末や、それらのプログラムは、本件発明 2-2、本件発明 2-4、本件発明 2-5 及び本件発明
10 2-7 の技術的範囲に属する。

(被告の主張)

争点 3 において被告が主張したのと同様の理由により、被告製品は、本件発
15 明 2-2、本件発明 2-4、本件発明 2-5 及び本件発明 2-7 の技術的範囲に属しない。

(6) 本件発明 1 は、いずれも乙 1 公報に記載された発明に基づき容易に想到することができたか (争点 5)

(被告の主張)

ア 乙 1 公報に記載された発明の構成
20

乙 1 公報には、次のとおりの構成の医療情報システムが開示されている。

① 医療スタッフがベッドサイド端末で電子カルテアプリケーションを起動すると、ベッドサイド端末識別子及び医療スタッフ識別子がベッドサイド
25 端末から電子カルテサーバに送出され、両識別子を受信した電子カルテサーバは、ベッドサイド端末識別部を起動する。

② ベッドサイド端末識別部は、ベッドサイド端末情報記憶部を参照し、ベ

ッドサイド端末から取得したベッドサイド端末識別子があらかじめ登録されているか否かを判定し、一致すると判定した場合には、ベッドサイド端末識別子に対応する患者名をベッドサイド端末情報記憶部から取得する。

5 ③ ベッドサイド端末識別部は、患者名を取得すると、カルテ情報取得部を起動し、カルテ情報取得部は、電子カルテデータベースを参照して、取得した患者名に関する診療情報を取得する。カルテ情報送信部は、取得した診療情報をベッドサイド端末に送出する。

10 ④ ベッドサイド端末識別部は、患者名を取得すると、状態情報取得部を起動する。

⑤ 状態情報取得部は、状態情報記憶部を参照して、「ベッドサイド端末から取得した医療スタッフ識別子が状態情報記憶部に存在するか否か」、及び、「ベッドサイド端末から取得した患者名に対応する状態情報が状態情報記憶部に存在するか否か」をそれぞれ判定し、いずれも存在していると判定した場合には、当該状態情報を状態情報記憶部から取得する。

15 ⑥ 状態情報送信部は、取得した状態情報をベッドサイド端末に送出する。

イ 乙1公報に記載された発明においては、ベッドサイド端末識別子は患者に関連付けられており、ベッドサイド端末識別子によって患者名を識別することができるから、乙1公報に記載された発明のベッドサイド端末識別子は本件発明1の「患者識別情報」に相当する。したがって、ベッドサイド端末識別子が一致するか否かの判定を行うベッドサイド端末識別部は構成要件1-1Bの「第1判定部」に相当し、構成要件1-1Cの「医療情報」に相当する診療情報を送出するカルテ情報送信部は構成要件1-1Cの「第1出力部」に相当する。

25 また、乙1公報に記載された電子カルテサーバ（以下「乙1電子カルテサーバ」という。）が備えるベッドサイド端末識別部は、前記ア①ないし③によ

って患者名を取得すると、状態情報記憶部を参照しながら、a 医療スタッフ識別子が一致するか否かの判定、及び、b 患者名に対応する状態情報が存在するか否かの判定、という2つの判定を行うところ、a の判定を行う状態情報識別部は構成要件1-1Eの「第2判定部」に相当し、構成要件1-1Fの「医療情報」に相当する状態情報を送出する状態情報送信部は構成要件1-1Fの「第2出力部」に相当する。

ウ 本件発明1-1と乙1電子カルテサーバとの一致点、相違点

前記ア及びイによれば、本件発明1-1と乙1電子カルテサーバとの一致点、相違点は以下のとおりとなる。

(ア) 一致点

本件発明1-1と乙1電子カルテサーバは、①患者を識別するための第1患者識別情報であるベッドサイド端末識別子を端末装置より取得する第1取得部と、②前記第1患者識別情報と、患者を識別する情報として予め記憶部に記憶された第2患者識別情報とが一致するか否かを判定する第1判定部と、③患者識別情報が一致すると判定した場合に、前記第2患者識別情報に対応する患者の医療情報を前記端末装置へ出力する第1出力部と、④医療スタッフを識別するための第1医師等識別情報を前記端末装置から取得する第2取得部と、⑤前記第1医師等識別情報と医療スタッフを識別する情報として予め記憶部に記憶された第2医師等識別情報とが一致するか否かを判定する第2判定部と、⑥医師等識別情報が一致すると判定した場合に、前記患者の状態に関する状態情報の入力を受け付けるための情報を前記端末装置へ出力する第2出力部とを備える情報処理装置という点で一致する。

(イ) 相違点1

本件発明1-1と乙1電子カルテサーバは、第1医師等識別情報の取得について、本件発明1-1では、第1判定部において患者識別情報が一致

すると判定された場合であるのに対し、乙１電子カルテサーバでは、第１判定部において患者識別情報が一致されたと判定される前である点において相違する。

(ウ) 相違点２

5 本件発明１－１と乙１電子カルテサーバは、第２出力部が出力する情報について、本件発明１－１では、「医療情報を含む表示画面」であるのに対し、乙１電子カルテサーバでは、「表示画面用の状態情報」である点において相違する。

(エ) 相違点に関する原告の主張について

10 原告は、乙１公報のベッドサイド端末識別子は「患者識別情報」には該当しないと主張するが、誤りである。乙１電子カルテサーバにおいては、ベッドサイド端末識別子と患者名が対応しており、「ベッドサイド端末識別子」が「第１患者識別情報」及び「第２患者識別情報」に相当する。

15 また、原告は、乙１電子カルテサーバが「前記第１医師等識別情報と、看護師または医師を識別する情報としてあらかじめ記憶された第２医師等識別情報とが一致するか否か判定する第２判定部」（構成要件１－１Ｅ）」に係る構成を具備しないと主張するが、誤りである。乙１公報には「状態情報」が患者ごとに記録されており、乙１電子カルテサーバは、「医療スタッフ識別子が存在するか否か」及び「患者名に対応する状態情報が存在するか否か」をそれぞれ判定しており、原告が主張する上記相違点は存在しない。

20

エ 相違点１の容易想到性

25 相違点１に係る本件発明１－１の構成は、乙１電子カルテサーバに対し乙２公報に記載された発明を組み合わせることによって、当業者が容易に想到することができた。

すなわち、乙２公報には、患者操作モードにあるベッドサイド端末は、ナ

ースコールサーバにおいて患者を認証しており、その状態が同サーバで保持
されていて、患者操作モードにあるベッドサイド端末に看護師 I D を入力し、
ナースコールサーバがこれを取得すると、ナースコールサーバは、患者操作
モードのもとに、入力された看護師 I D が登録された看護師 I D と一致する
5 か否かを判定し、一致すると判定された場合には、患者登録操作モードから
看護師操作モードに変更されることが記載されている。このように、乙 2 公
報には、患者認証がされた後に看護師 I D、すなわち医療スタッフ識別情報
を取得するという構成が開示されている。

本件発明 1-1、乙 1 公報及び乙 2 公報に記載された発明は、いずれも患
10 者の医療情報の漏洩を防止し、医療情報システムのセキュリティを向上させ
ることを目的とする点で共通している。そうすると、医療情報システムのセ
キュリティ向上を目的とする当業者には、乙 1 電子カルテサーバに対し乙 2
公報に記載された発明を組み合わせる動機付けが極めて強く存在しており、
当業者は、そのような組み合わせを行い、相違点 1 に係る本件発明 1-1 の
15 構成を容易に想到することができた。

オ 相違点 2

乙 1 公報の「状態情報」は「医療情報」（構成要件 1-1 F）に相当する。
本件発明 1-1 と乙 1 電子カルテサーバは患者の医療情報に係る表示画面
をどこで生成するかという点において相違するものの、乙 1 電子カルテサー
20 バのように情報処理装置から受信した医療情報のデータに基づいて端末装
置側で表示画面を生成する構成を、本件発明 1-1 のように情報処理装置側
で表示画面を生成する構成に置換することは格別なことではないから、相違
点 2 は実質的な相違点ではない。

カ 原告の主張に対する反論

原告は、乙 2 公報には、本件発明 1-1 のような医療スタッフ識別情報に
25 よって医療スタッフ認証をする構成が開示されていない旨主張する。

しかし、医療情報システムにより医療情報に対し医療従事者がアクセスするためにアクセス権限が必要なことは特開平10-49604号公報（乙7）、特開平11-184956号公報（乙8）、乙9公報、乙1公報、乙6公報等の記載からも技術常識であり、乙2公報に記載された技術において看護師がベッドサイド端末に対応する患者の医療情報にアクセスする正当な権限を有していることを認証するために看護師IDを入力することを要することは明らかである。

キ 結論

以上のとおり、本件発明1-1は、基準日当時、乙1電子カルテサーバに対し乙2公報に記載された発明を組み合わせることにより当業者が容易に発明することができた。そして、同様の理由により、本件発明1-2、本件発明1-7、本件発明1-8及び本件発明1-10も当業者が容易に発明することができた。

したがって、本件発明1（本件発明1-1、本件発明1-2、本件発明1-7、本件発明1-8及び本件発明1-10）は、いずれも進歩性を欠く。

（原告の主張）

ア 乙1公報に記載された発明の構成

乙1公報に記載された発明の構成は概ね被告の主張のとおりである。

しかし、本件発明1-1の患者識別情報とは、患者そのものを識別するための情報であり、患者名や患者IDが含まれるのに対し、乙1公報のベッドサイド端末識別子とは、ベッドサイド端末を識別するためのものであり、両者は異なる概念であって、乙1公報のベッドサイド端末識別子は「患者識別情報」には該当しない。また、乙1公報に医療スタッフのIDと患者名の組み合わせごとに状態情報が記録されていることが記載されていることから（段落【0103】）、乙1公報における「医療スタッフ識別子、及び、患者名に対応する状態情報が存在するか否か判定する」とは、「医療スタッフ識

別子と患者名の組合せに対応する状態情報が存在するか否かを判定する」という一つの判断処理を行うステップを意味するものであると解釈すべきである。

イ 本件発明 1－1 と乙 1 電子カルテサーバとの一致点、相違点

5 本件発明 1－1 と乙 1 電子カルテサーバとを対比すると、以下の一致点及び相違点 1 ないし 4 が認められる。

(ア) 一致点

10 本件発明 1－1 と乙 1 電子カルテサーバは、「看護師または医師を識別するための第 1 医師等識別情報を前記端末装置から取得する第 2 取得部」と、「前記第 2 患者識別情報に対応する患者の医療情報のうち前記看護師または前記医師が必要とする医療情報を含む表示画面を、前記端末装置へ出力する第 2 出力部」とを備える情報処理装置であるという点で一致する。

(イ) 相違点 1

15 本件発明 1－1 と乙 1 電子カルテサーバは、乙 1 電子カルテサーバにおいて「患者を識別するための第 1 患者識別情報を端末装置より取得する第 1 取得部」(構成要件 1－1 A)、「前記第 1 患者識別情報と、患者を識別する情報としてあらかじめ記憶された第 2 患者識別情報とが一致するか否かを判定する第 1 判定部」(構成要件 1－1 B)、及び、「前記第 1 判定部が一致すると判定した場合、前記第 2 患者識別情報に対応する患者の医療20 情報を、前記端末装置へ出力する第 1 出力部」(構成要件 1－1 C)に係る構成を具備しない点において相違する。

(ウ) 相違点 2

25 本件発明 1－1 と乙 1 電子カルテサーバは、乙 1 電子カルテサーバにおいて「前記第 1 判定部で一致すると判定された場合に、看護師または医師を識別するための第 1 医師等識別情報を前記端末装置から取得する第 2 取得部」(構成要件 1－1 D)における「前記第 1 判定部で一致すると判定

された場合」に係る構成を具備しない点において相違する。

(エ) 相違点 3

本件発明 1-1 と乙 1 電子カルテサーバは、乙 1 電子カルテサーバにおいて「前記第 1 医師等識別情報と、看護師または医師を識別する情報としてあらかじめ記憶された第 2 医師等識別情報とが一致するか否か判定する第 2 判定部」（構成要件 1-1 E）に係る構成を具備しない点において相違する。

(オ) 相違点 4

本件発明 1-1 と乙 1 電子カルテサーバは、乙 1 電子カルテサーバにおいて「前記第 2 判定部が一致すると判定した場合、前記第 2 患者識別情報に対応する患者の医療情報のうち前記看護師または前記医師が必要とする医療情報を含む表示画面を、前記端末装置へ出力する第 2 出力部と、を備える情報処理装置」（構成要件 1-1 F）における「前記第 2 判定部が一致すると判定した場合」に係る構成を具備しない点において相違する。

ウ 相違点 1 ないし 4 の容易想到性

乙 2 公報には、本件発明 1-1 のように患者識別情報によって患者認証をするという構成は開示されていない。また、医療スタッフ ID の入力によってベッドサイド端末に関連付けられた患者に関する医療スタッフ向けの医療情報が表示されるとしても、本件発明 1-1 のように医療スタッフ識別情報によって医療スタッフ認証をするということも開示されていない。したがって、乙 2 公報には相違点 1 ないし 4 に係る構成は開示されておらず、乙 1 電子カルテサーバに乙 2 公報に記載された発明を組み合わせても相違点 1 ないし 4 は解消されない。また、乙 2 公報に記載された発明は、ナースコールシステムに関する発明であって乙 1 電子カルテサーバとは技術分野が異なり、また、乙 1 電子カルテサーバが医療情報の漏洩を防止することを目的とするのに対し、ベッドサイド端末に患者向け及び看護師向けの情報を表示

したりすることによって看護師の負担を軽減し、利便性を向上させることを技術思想とするものであるから、乙 1 電子カルテサーバと技術思想においても根本的な相違があり、乙 1 電子カルテサーバと組み合わせる動機付けは存在しない。

5 以上のとおり、乙 1 電子カルテサーバに対し乙 2 公報に記載された発明を組み合わせることによって、相違点 1 ないし 4 に係る本件発明 1－1 の構成を想到することが当業者にとって容易であったとは認められない。

エ 結論

10 以上のとおり、乙 1 電子カルテサーバに対し乙 2 公報に記載された発明をはじめとする公知技術を組み合わせることにより、相違点 1 ないし 4 に係る本件発明 1－1 の構成を当業者が容易に想到することができたということとはできない。そして、同様の理由により、本件発明 1－2、本件発明 1－7、本件発明 1－8 及び本件発明 1－10 の構成を当業者が容易に想到することができたということとはできない。

15 したがって、本件発明 1（本件発明 1－1、本件発明 1－2、本件発明 1－7、本件発明 1－8 及び本件発明 1－10）は、いずれも進歩性を欠くものではない。

(7) 本件発明 2 は、いずれも乙 1 公報に記載された発明に基づき容易に想到することができたか（争点 6）

20 （被告の主張）

 本件発明 2 の進歩性欠如の有無については、争点 5 で主張したところが妥当するから、本件発明 2（本件発明 2－1、本件発明 2－2、本件発明 2－4、本件発明 2－5 及び本件発明 2－7）は、いずれも乙 1 公報に記載された発明に対し乙 2 公報に記載された発明を組み合わせることで当業者が容易に想到可能なものであり、進歩性を欠いている。

25

（原告の主張）

本件発明 2 の進歩性欠如の有無については、争点 5 で主張したところが妥当
するから、本件発明 2（本件発明 2－1，本件発明 2－2，本件発明 2－4，
本件発明 2－5 及び本件発明 2－7）は、いずれも、乙 1 公報に記載された発
明に乙 2 公報に記載された発明を組み合わせることにより当業者が容易に想
5 到可能なものではない。

第 3 当裁判所の判断

1 本件発明 1 の技術的意義

- (1) 本件明細書 1 の発明の詳細な説明欄には、次の記載があり、また、別紙本件
明細書 1 図面の図がある（甲 2）。

ア 技術分野

「本発明は、医療に関する医療情報の表示技術に関する」（段落【000
1】）

イ 背景技術

「従来、入院中の患者が自身に対して行われる処置、検査または手術等の
15 医療情報を知りたい場合、医療情報をピクトグラム等で表示した端末装置で
確認することがある。この種の端末装置はデータを更新することで容易に表
示内容を変更することができるため、紙等に比べて利便性が高いことから近
年利用されている。」（段落【0002】）

「例えば、特許文献 1 には医療情報を医療用サーバから取得し、取得した
20 医療情報に基づいてピクトグラムを表示する端末装置が記載されている。」
（段落【0003】）

ウ 発明が解決しようとする課題

「しかし、特許文献 1 に開示された端末装置では、セキュリティを確保す
ることが難しいという問題がある。」（段落【0005】）

「一つの側面では、セキュリティを従来より向上させることができるプロ
25 グラム等を提供することにある。」（段落【0006】）

エ 課題を解決するための手段

「上記目的を達成するため、本発明に係る情報処理装置は、患者を識別するための第1患者識別情報を端末装置より取得する第1取得部と、前記第1患者識別情報と、患者を識別する情報としてあらかじめ記憶された第2患者識別情報とが一致するか否かを判定する第1判定部と、前記第1判定部が一致すると判定した場合、前記第2患者識別情報に対応する患者の医療情報を、前記端末装置へ出力する第1出力部と、前記第1判定部で一致すると判定された場合に、看護師または医師を識別するための第1医師等識別情報を前記端末装置から取得する第2取得部と、前記第1医師等識別情報と、看護師または医師を識別する情報としてあらかじめ記憶された第2医師等識別情報とが一致するか否かを判定する第2判定部と、前記第2判定部が一致すると判定した場合、前記第2患者識別情報に対応する患者の医療情報のうち前記看護師または前記医師が必要とする医療情報を含む表示画面を、前記端末装置へ出力する第2出力部と、を備える。」(段落【0007】)

オ 発明の効果

「患者の医療情報におけるセキュリティを従来より向上させることができる。」(段落【0013】)

カ 発明を実施するための形態

(ア) 実施の形態1

「以下本実施の形態を、図面を参照して説明する。図1は情報処理システムの概要を示す模式図である。図1に示す情報処理システムは、情報処理装置1と、医療用サーバ2と、端末装置3および電子カルテサーバ4とを備える。情報処理装置1、医療用サーバ2および端末装置3はインターネット、LAN (Local Area Network) または携帯電話網等の通信網N1により相互に接続されている。医療用サーバ2および電子カルテサーバ4はインターネット、LAN または携帯電話網等の通信網

N 2により相互に接続されている。情報処理装置 1 は通信網 N 1 を介して、医療用サーバ 2 および端末装置 3 との間で情報の送受信を行っている。医療用サーバ 2 は通信網 N 2 を介して、電子カルテサーバ 4 との間で情報の送受信を行っている。なお、電子カルテサーバ 4 はセキュリティの観点から情報処理装置 1 および端末装置 3 と通信網 N 1 で接続されていない。本実施形態における電子カルテ 4 2 1 内の情報は例えば S S—M I X (S t a n d a r d i z e d S t r u c t u r e d M e d i c a l I n f o r m a t i o n e X c h a n g e) 等のシステムを用いて送受信されている。」(段落【0015】)

「以下では情報処理システムの概要を説明する。電子カルテサーバ 4 は後述する電子カルテ 4 2 1 を記憶する装置であり、例えばサーバコンピュータ等である。電子カルテサーバ 4 は医療用サーバ 2 へ電子カルテ 4 2 1 内に記憶された医療情報等を出力する。」(段落【0016】)

「医療用サーバ 2 は患者、看護師または医師（ユーザ）等を識別するための I D（識別情報）および医療に関する医療情報等を記憶する装置であり、例えばサーバコンピュータ等である。医療用サーバ 2 は電子カルテサーバ 4 から医療情報等を取得する。医療用サーバ 2 は取得した医療情報等を I D と関連付けて記憶する。医療用サーバ 2 は I D と関連付けて記憶した医療情報等を情報処理装置 1 へ出力する。」(段落【0017】)

「情報処理装置 1 は端末装置 3 に表示する画面等を生成する装置であり、例えばパーソナルコンピュータ等である。情報処理装置 1 は I D および医療情報等を医療用サーバ 2 から取得する。情報処理装置 1 は I D および医療情報等に基づいて医療情報を表示するための医療画面を生成する。情報処理装置 1 は生成した医療画面を端末装置 3 へ出力する。」(段落【0018】)

「端末装置 3 は医療画面等を表示する装置であり、例えば、タブレット

型コンピュータ，スマートフォン，PDA（Personal Digital Assistant），携帯電話またはパーソナルコンピュータ等である。本実施形態における端末装置 3 はタブレット型コンピュータであるとして説明する。端末装置 3 は患者の手に巻かれたリストバンドに記載されたバーコードから認証処理を行う（詳しい記述は後述する）。端末装置 3 は認証処理を行った後，情報処理装置 1 から医療画面を取得する。端末装置 3 は取得した医療画面を表示する。患者は医療画面を確認することで自身に行われる医療行為等を知ることができる。」（段落【0019】）

「図 7 は患者の医療情報を表示するための患者用画面 5 を説明する説明図である。図 7 に示すように，患者用画面 5 は右部に設けられた医療情報表示欄 50 と，医療情報表示欄 50 の下部に設けられた切り替えボタン 54 と，医療情報表示欄 50 の左上部に設けられた年月日欄 55 とを備える。医療情報表示欄 50 は左部に設けられた予定欄 51 と，右部に設けられた注意欄 52 と，予定欄 51 および注意欄 52 の下部に設けられたピクトグラム欄 53 とを備える。」（段落【0043】）

「本実施形態における情報処理システムを説明する。まず情報処理システムは認証処理を行う。具体的な認証処理は以下の通りである。本実施形態における患者は 1 次元または 2 次元のバーコードを記載したリストバンドを手に巻いている。バーコードには患者 ID が含まれている。患者は端末装置 3 の撮像部 37 でバーコードを撮像する。CPU 31 は撮像部 37 で撮像されたバーコードを取得する。CPU 31 は画像処理を用いて取得したバーコードを患者 ID「001」に変換する。すなわちリストバンドとは，識別情報を含む識別媒体である。識別媒体とは，識別情報を介して自身を所持する患者，看護師または医師を識別するための器具または装置等の媒体である。なお，本実施形態ではリストバンドにバーコードを記載したが，これに限られるものではない。リストバンドは画像を記載して

もよい。またリストバンドは数字、文字もしくは記号の羅列またはそれらの組み合わせを記載してもよい。」(段落【0045】)

「本実施形態では識別媒体としてリストバンドを用いたが、近距離通信を行う無線タグまたはIC(Integrated Circuit)チップを搭載したICカード等を識別媒体として用いてもよい。無線タグの
5 使用方法は以下の通りである。患者が無線タグを端末装置3に近づける。無線タグは患者IDを含む無線信号を端末装置3へ送信する。CPU31は無線タグから無線信号を通信部36で受信し、通信部36で受信した無線信号に含まれる患者IDを取得する。ICカードの使用方法は以下の通り
10 である。患者が端末装置3に付属したカードリーダー(図示せず)にICカードをタッチする。カードリーダーはICチップに含まれる患者IDを読み取る。CPU31は読み取った患者IDをカードリーダーから取得する。」
(段落【0046】)

「CPU31は患者ID「001」を通信部36から医療用サーバ2へ
15 出力する。CPU21は患者ID「001」を通信部26で端末装置3から取得する。CPU21は取得した患者ID「001」ならびに記憶部22に記憶された医療情報DB221, 予定情報DB222, 検査情報DB223および手術情報DB224を通信部26から情報処理装置1へ出力する。CPU11は患者ID「001」, 医療情報DB221, 予定情報
20 DB222, 検査情報DB223および手術情報DB224を通信部16で医療用サーバ2から取得する。なお, CPU11はRAM13に患者IDを一時的に記憶している。また, CPU11は記憶部12に患者IDを記憶してもよい。あるいはCPU11は患者IDと同時に医療情報DB221を取得するだけでなく, あらかじめ医療情報DB221等
25 を取得してもよい。CPU11は医療情報DB221を参照し, 患者ID「001」が記憶されているか否かを判定する。CPU11は医療情報DB22

1に患者ID「001」が記憶されていると判定する。CPU11は医療情報DB221に基づいて患者用画面5を生成する。」(段落【0047】)

「以下、患者用画面5の生成方法を説明する。CPU11は計時部17から現在の年月日「2015年8月20日」を取得する。CPU11は現在の年月日「2015年8月20日」を年月日欄55に生成する。CPU11は予定情報DB222を参照する。CPU11は年月日「2015年8月20日」の患者ID「001」に対応する医療時刻「10:20」および医療情報「CT検査」、医療時刻「14:00」および医療情報「リハビリ」ならびに医療時刻「18:00」および医療情報「栄養指導」を予定欄51に生成する。」(段落【0048】)

「CPU11は医療情報DB221を参照する。CPU11は患者ID「001」に対応する注意メッセージ「アルコール禁止」等を注意欄52に生成する。CPU11は患者ID「001」に対応するピクトグラムH等をピクトグラム欄53に生成する。」(段落【0049】)

「CPU11は生成した患者用画面5を通信部16から端末装置3へ出力する。CPU31は患者用画面5を通信部36で情報処理装置1から取得する。CPU31は患者用画面5を表示部35に表示する。」(段落【0050】)

「次に患者用画面5の動作について説明する。患者が入力部34で切り替えボタン54の検査ボタンをタッチする。CPU31は検査ボタンの入力を受け付ける。CPU31は検査表示画面6の出力要求を通信部36から情報処理装置1へ出力する。CPU11は検査表示画面6の出力要求を通信部16で端末装置3から取得する。CPU11は検査情報DB223に基づいて検査表示画面6を生成する。CPU11は検査表示画面6を通信部16から端末装置3へ出力する。CPU31は検査表示画面6を通信部36で情報処理装置1から取得する。CPU31は検

查表示画面 6 を表示部 3 5 に表示する。」（段落【0 0 5 1】）

「図 1 1 ～ 1 2 は本実施形態における情報処理システムの処理手順を示したフローチャートである。患者は端末装置 3 の撮像部 3 7 でバーコードを撮像する。CPU 3 1 は撮像部 3 7 で撮像されたバーコードを取得する（ステップ S 1 1）。CPU 3 1 は画像処理を用いて取得したバーコードを患者 ID に変換する（ステップ S 1 2）。CPU 3 1 は患者 ID を通信部 3 6 で医療用サーバ 2 へ出力する（ステップ S 1 3）。CPU 2 1 は患者 ID を通信部 2 6 で端末装置 3 から取得する（ステップ S 1 4）。CPU 2 1 は取得した患者 ID ならびに記憶部 2 2 に記憶された医療情報 DB 2 2 1，予定情報 DB 2 2 2，検査情報 DB 2 2 3 および手術情報 DB 2 2 4 を通信部 2 6 から情報処理装置 1 へ出力する（ステップ S 1 5）。CPU 1 1 は患者 ID，医療情報 DB 2 2 1，予定情報 DB 2 2 2，検査情報 DB 2 2 3 および手術情報 DB 2 2 4 を通信部 1 6 で医療用サーバ 2 から取得する（ステップ S 1 6）。CPU 1 1 は医療情報 DB 2 2 1 を参照し，患者 ID「0 0 1」が記憶されているか否かを判定する（ステップ S 1 7）。」（段落【0 0 6 5】）

「CPU 1 1 は取得した患者 ID が医療情報 DB 2 2 1 に記憶されていないと判定した場合（ステップ S 1 7：NO），処理を終了する。CPU 2 1 は取得した患者 ID が医療情報 DB 2 2 1 に記憶されていると判定した場合（ステップ S 1 7：YES），医療情報 DB 2 2 1 および予定情報 DB 2 2 2 に基づいて患者用画面 5 を生成する（ステップ S 1 8）。CPU 1 1 は患者用画面 5 を通信部 1 6 から端末装置 3 へ出力する（ステップ S 1 9）。CPU 3 1 は患者用画面 5 を通信部 3 6 で情報処理装置 1 から取得する（ステップ S 2 0）。CPU 3 1 は患者用画面 5 を表示部 3 5 に表示する（ステップ S 2 1）。」（段落【0 0 6 6】）

「CPU 3 1 は検査ボタンの入力を受け付けたか否かを判定する（ステ

ップS 2 2)。CPU 3 1は検査ボタンの入力を受け付けなかったと判定した場合（ステップS 2 2：NO），処理をステップS 2 4に移す。CPU 3 1は検査ボタンの入力を受け付けたと判定した場合（ステップS 2 2：YES），検査表示画面6の表示処理を行う（ステップS 2 3）。」（段落【0 0 6 7】）

「CPU 3 1は手術ボタンの入力を受け付けたか否かを判定する（ステップS 2 4）。CPU 3 1は手術ボタンの入力を受け付けなかったと判定した場合（ステップS 2 4：NO），処理をステップS 2 1に移し，処理を繰り返す。CPU 3 1は手術ボタンの入力を受け付けたと判定した場合（ステップS 2 4：YES），手術表示画面7の表示処理を行い（ステップS 2 5），処理をステップS 2 1に移し，処理を繰り返す。」（段落【0 0 6 8】）

(イ) 実施の形態2

「実施の形態2は看護師が患者の医療情報を確認するための看護師専用画面9を表示部3 5に表示する実施の形態に関する。以下，特に説明する構成，作用以外の構成および作用は実施の形態1と同等であり，簡潔のため記載を省略する。図1 7は情報処理装置1，医療用サーバ2，端末装置3および電子カルテサーバ4のハードウェア群を示すブロック図である。図1 7に示すように，記憶部2 2はさらにID種類DB 2 2 5およびバイタルDB 2 2 6を備える。また記憶部3 2には端末装置3を識別するための端末IDが記憶されている。」（段落【0 0 8 8】）

「図1 8はID種類DB 2 2 5に格納されているデータの一例を示す図である。ID種類DB 2 2 5はIDの種類等を記憶するデータベースである。ID種類DB 2 2 5はID列およびID種類列を備える。ID列にはIDが記憶される。ID種類列にはIDにより識別されるユーザの種類が記憶される。ID種類列には例えば，患者ID，看護師IDまたは医師ID

D等が記憶される。患者IDとは患者を識別するためのIDであることを示す。看護師IDとは看護師を識別するためのIDであることを示す。医師IDとは医師を識別するためのIDであることを示す。ID種類DB 225は看護師または医師により入力部24であらかじめ記憶されている。」(段落【0089】)

「図19はバイタルDB226に格納されているデータの一例を示す図である。バイタルDB226はバイタル等を記憶するデータベースである。バイタルとは患者の状態を表す情報であり、例えば、体温、呼吸数、最高血圧、最低血圧、脈拍数または動脈内の酸素濃度等である。すなわち、バイタルとは患者の生命に対する基本的な情報である。バイタルDB226は患者ID列、医療年月日列、医療時刻列、体温列、呼吸数列、最高血圧列、最低血圧列、脈拍数列および酸素濃度列を備える。患者ID列には患者IDが記憶される。医療年月日列には医療年月日が記憶される。医療時刻列にはバイタルを取得した時刻を示す医療時刻（取得時間）が記憶される。体温列には患者ID、医療年月日および医療時刻に対応づけられた体温が記憶される。呼吸数列には患者ID、医療年月日および医療時刻に対応づけられた呼吸数が記憶される。最高血圧列には患者ID、医療年月日および医療時刻に対応づけられた最高血圧が記憶される。最低血圧列には患者ID、医療年月日および医療時刻に対応づけられた最低血圧が記憶される。脈拍数列には患者ID、医療年月日および医療時刻に対応づけられた脈拍数が記憶される。酸素濃度列には患者ID、医療年月日および医療時刻に対応づけられた酸素濃度が記憶される。バイタルDB226の記憶方法は後述する。なお、バイタルDB226の各列は対応づけられている。」(段落【0090】)

「本実施形態における情報処理システムを説明する。CPU31が患者用画面5を表示部35に表示した後、看護師が自身のリストバンドに記載

されたバーコードを撮像部 3 7 で撮像する。CPU 3 1 は撮像部 3 7 で撮像されたバーコードを取得する。CPU 3 1 はバーコードを看護師 ID「N 0 0 0 1」に変換する。CPU 3 1 は看護師 ID「N 0 0 0 1」を通信部 3 6 から医療用サーバ 2 へ出力する。」(段落【0 0 9 1】)

5 「CPU 2 1 は看護師 ID「N 0 0 0 1」を通信部 2 6 で端末装置 3 から取得する。CPU 2 1 は取得した看護師 ID「N 0 0 0 1」ならびに記憶部 2 2 に記憶された医療情報 DB 2 2 1, 予定情報 DB 2 2 2, 検査情報 DB 2 2 3, 手術情報 DB 2 2 4, ID 種類 DB 2 2 5 およびバイタル DB 2 2 6 を通信部 2 6 から情報処理装置 1 へ出力する。CPU 1 1 は看護師 ID「N 0 0 0 1」, 医療情報 DB 2 2 1, 予定情報 DB 2 2 2, 検査情報 DB 2 2 3, 手術情報 DB 2 2 4, ID 種類 DB 2 2 5 およびバイタル DB 2 2 6 を通信部 1 6 で医療用サーバ 2 から取得する。なお, CPU 1 1 は RAM 1 3 に看護師 ID を一時的に記憶している。また, CPU 1 1 は記憶部 1 2 にあらかじめ看護師 ID を記憶してもよい。」(段落【0 0 9 2】)

15 「CPU 1 1 は ID 種類 DB 2 2 5 を参照し, 看護師 ID「N 0 0 0 1」が記憶されているか否かを判定する。CPU 1 1 は ID 種類 DB 2 2 5 に看護師 ID「N 0 0 0 1」が記憶されていると判定する。CPU 1 1 は ID 種類 DB 2 2 5 を参照し, 看護師 ID「N 0 0 0 1」の ID 種類が「看護師 ID」であるか否かを判定する。CPU 1 1 は ID「N 0 0 0 1」の ID 種類が「看護師 ID」であると判定する。」(段落【0 0 9 3】)

20 「CPU 1 1 は看護師専用画面 9 を生成する。CPU 1 1 は看護師専用画面 9 を通信部 1 6 から端末装置 3 へ出力する。CPU 3 1 は看護師専用画面 9 を通信部 3 6 で情報処理装置 1 から取得する。CPU 3 1 は看護師専用画面 9 を表示部 3 5 に表示する。」(段落【0 0 9 4】)

25 「図 2 0 は看護師専用画面 9 を説明する説明図である。看護師専用画面

9は左部に設けられた看護支援記録ボタン91と、看護支援記録ボタン91の右上部に設けられたバイタルボタン92と、バイタルボタン92の右部に設けられた切り替えボタン93とを備える。」(段落【0095】)

「看護支援記録ボタン91は患者のバイタルの変化を表示するための看護支援記録画面(変化画面)110を表示するためのボタンである。看護支援記録画面110は電子カルテ421を表示する場合に、一般的に用いられる画面である。看護師は看護支援記録画面110を用いることで見慣れた画面で作業をすることができるため、作業効率を上げることができる。バイタルボタン92は患者のバイタルを入力するためのバイタル画面(入力画面)10を表示するためのボタンである。切り替えボタン93はリハビリ、与薬、検査、手術および処置ボタンを備える。」(段落【0096】)

「以下、看護師専用画面9の動作を説明する。看護師が入力部34でバイタルボタン92をタッチする。CPU31はバイタルボタン92の入力を受け付ける。CPU31はバイタル画面10の出力要求を通信部36から情報処理装置1へ出力する。CPU11はバイタル画面10の出力要求を通信部16で端末装置3から取得する。CPU11はバイタル画面10を生成する。CPU11はバイタル画面10を通信部16から端末装置3へ出力する。CPU31はバイタル画面10を通信部36で情報処理装置1から取得する。CPU31はバイタル画面10を表示部35に表示する。」(段落【0097】)

「看護師が入力部34で看護支援記録ボタン91をタッチする。CPU31は看護支援記録ボタン91の入力を受け付ける。CPU31は看護支援記録画面110の出力要求を通信部36から情報処理装置1へ出力する。CPU11は看護支援記録画面110の出力要求を通信部16で端末装置3から取得する。CPU11はバイタルDB226に基づいて看護支援記録画面110を生成する。CPU11は看護支援記録画面110を通

信部 16 から端末装置 3 へ出力する。CPU 31 は看護支援記録画面 110 を通信部 36 で情報処理装置 1 から取得する。CPU 31 は看護支援記録画面 110 を表示部 35 に表示する。切り替えボタン 93 は切り替えボタン 65 と同様の動作であり、簡潔のため記載を省略する。」(段落【0098】)

「図 21 はバイタル画面 10 を説明する説明図である。バイタル画面 10 は上部に設けられた医療日時欄 101 と、医療日時欄 101 の左下部に設けられた体温欄 102 と、体温欄 102 の右部に設けられた呼吸数欄 103 と、体温欄 102 の下部に設けられた最高血圧欄 104 と、最高血圧欄 104 の右部に設けられた最低血圧欄 105 と、最高血圧欄 104 の下部に設けられた脈拍欄 106 と、脈拍欄 106 の右部に設けられた酸素濃度欄 107 と、右下部に設けられた登録ボタン 108 とを備える。」(段落【0099】)

「医療日時欄 101 は医療年月日および医療を行う医療時刻の入力を受け付けるための欄である。体温欄 102 は体温の入力を受け付けるための欄である。呼吸数欄 103 は呼吸数の入力を受け付けるための欄である。最高血圧欄 104 は最高血圧の入力を受け付けるための欄である。最低血圧欄 105 は最低血圧の入力を受け付けるための欄である。脈拍欄 106 は脈拍数の入力を受け付けるための欄である。酸素濃度欄 107 は酸素濃度の入力を受け付けるための欄である。登録ボタン 108 は入力されたバイタルを電子カルテ 421 に登録するためのボタンである。なお、体温欄 102、呼吸数欄 103、最高血圧欄 104、最低血圧欄 105、脈拍欄 106 および酸素濃度欄 107 の夫々の単位は、セルシウス度、回数、MmHg (水銀柱ミリメートル)、MmHg、1 分あたりの回数およびパーセントである。」(段落【0100】)

「以下、バイタル画面 10 の動作を説明する。看護師が自身の時計を見

5

て、入力部 3 4 で医療日時欄 1 0 1 をタッチし、現在の医療年月日「2 0 1 5 年 8 月 2 0 日」および医療時刻「9 時 0 0 分」を入力部 3 4 で入力する。CPU 3 1 は医療年月日「2 0 1 5 年 8 月 2 0 日」および医療時刻「9 時 0 0 分」の入力を受け付ける。なお、端末装置 3 に内蔵された計時部（図示せず）から自動的に医療年月日および医療時刻を取得してもよい。」（段落【0 1 0 1】）

10

「看護師が患者の体温「3 7 . 0」を医療器具で測る。看護師が入力部 3 4 で体温欄 1 0 2 をタッチし、体温「3 7 . 0」を入力部 3 4 で入力する。CPU 3 1 は体温「3 7 . 0」の入力を受け付ける。看護師が患者の呼吸数「6 0」を医療器具で測る。看護師が入力部 3 4 で呼吸数欄 1 0 3 をタッチし、呼吸数「6 0」を入力部 3 4 で入力する。CPU 3 1 は呼吸数「6 0」の入力を受け付ける。」（段落【0 1 0 2】）

15

「看護師が医療器具で患者の最高血圧「1 3 0」を測る。看護師が入力部 3 4 で最高血圧欄 1 0 4 をタッチし、最高血圧「1 3 0」を入力部 3 4 で入力する。CPU 3 1 は最高血圧「1 3 0」の入力を受け付ける。看護師が患者の最低血圧「6 0」を測る。看護師が入力部 3 4 で最低血圧欄 1 0 5 をタッチし、最低血圧「6 0」を入力部 3 4 で入力する。CPU 3 1 は最低血圧「6 0」の入力を受け付ける。」（段落【0 1 0 3】）

20

「看護師が医療器具で患者の脈拍数「7 5」を測る。看護師が入力部 3 4 で脈拍欄 1 0 6 をタッチし、脈拍数「7 5」を入力部 3 4 で入力する。CPU 3 1 は脈拍数「7 5」の入力を受け付ける。看護師が医療器具で患者の酸素濃度「9 6」を測る。看護師が入力部 3 4 で酸素濃度欄 1 0 7 をタッチし、酸素濃度「9 6」を入力部 3 4 で入力する。CPU 3 1 は酸素濃度「9 6」の入力を受け付ける。」（段落【0 1 0 4】）

25

「看護師が登録ボタン 1 0 8 を入力部 3 4 でタッチした場合、CPU 3 1 は医療年月日「2 0 1 5 年 8 月 2 0 日」、医療時刻「9 時 0 0 分」、体温

「37.0」、呼吸数「60」、最高血圧「130」、最低血圧「60」、脈拍数「75」および酸素濃度「96」等のバイタルを通信部36から医療用サーバ2へ出力する。CPU21は医療年月日「2015年8月20日」、医療時刻「9時00分」、体温「37.0」、呼吸数「60」、最高血圧「130」、最低血圧「60」、脈拍数「75」および酸素濃度「96」等のバイタルを通信部26で端末装置3から取得する。CPU21はバイタルDB226に各バイタルを記憶する。CPU21はバイタルを通信部26から電子カルテサーバ4へ出力する。CPU41はバイタルを通信部46で医療用サーバ2から取得する。CPU41は電子カルテ421にバイタルを記憶する。CPU41は電子カルテ421内に記憶されたバイタルに基づいて看護支援記録画面110を生成する。」(段落【0105】)

「図22は看護支援記録画面110を説明する説明図である。看護支援記録画面110は上部に設けられたバイタルグラフ120と、バイタルグラフ120の下部に設けられた体温欄130と、体温欄130の下部に設けられた脈拍数欄140と、脈拍数欄140の下部に設けられた最高血圧欄150と、最高血圧欄150の下部に設けられた最低血圧欄160と、右部に設けられた患者ID欄170と、患者ID欄170の上部に設けられた医療年月日欄180とを備える。体温欄130は体温表示するための欄である。脈拍数欄140は脈拍数を表示するための欄である。最高血圧欄150は最高血圧を表示するための欄である。最低血圧欄160は最低血圧欄を表示するための欄である。患者ID欄170は患者のIDを表示するための欄である。医療年月日欄180は医療年月日を切り替えるための欄である。バイタルグラフ120は患者のバイタル変化を表示したグラフである。バイタルグラフ120の実線は体温のグラフである。バイタルグラフ120の破線は脈拍数のグラフである。バイタルグラフ120の一点鎖線は最高血圧のグラフである。バイタルグラフ120の二点鎖線は最

低血圧のグラフである。看護支援記録画面 1 1 0 は電子カルテ上においてバイタルを表示する一般的な画面である。看護支援記録画面 1 1 0 を表示することで看護師は電子カルテと同じように患者のバイタルを確認することができる。」(段落【0 1 0 6】)

5 「看護支援記録画面 1 1 0 の動作は以下の通りである。看護師が患者 I D 欄 1 7 0 の患者 I D 「0 0 1」を入力部 3 4 でタッチした場合、C P U 3 1 はバイタルグラフ 1 2 0、体温欄 1 3 0、脈拍数欄 1 4 0、最高血圧欄 1 5 0、最低血圧欄 1 6 0 および患者 I D 欄 1 7 0 を患者 I D 「0 0 1」に対応する看護支援記録画面 1 1 0 に切り替える。看護師が医療年月日欄 10 1 8 0 の医療年月日を入力部 3 4 で「2 0 1 5 年 8 月 2 0 日」に切り替えた場合、C P U 3 1 は「2 0 1 5 年 8 月 2 0 日」に対応する看護支援記録画面 1 1 0 に切り替える。C P U 4 1 は本日、電子カルテ 4 2 1 内に記憶されたバイタルに基づいて看護支援記録画面 1 1 0 を生成する。また、看護師が医療年月日「2 0 1 5 年 8 月 1 8 日」に切り替えた場合、C P U 3 15 1 は「2 0 1 5 年 8 月 1 8 日」に対応する看護支援記録画面 1 1 0 に切り替える。C P U 4 1 は過去に電子カルテ 4 2 1 内に記憶されたバイタルに基づいて看護支援記録画面 1 1 0 を生成する。このように、C P U 3 1 が医療年月日欄 1 8 0 の表示を切り替えることで C P U 4 1 は現在および過去に記録したバイタルの看護支援記録画面 1 1 0 を生成することができる。また C P U 4 1 はバイタル画面 1 0 で入力されたバイタルだけでなく、あらかじめ診察時等に電子カルテ 4 2 1 内に記録されたバイタルに基づいて看護支援記録画面 1 1 0 を生成してもよい。」(段落【0 1 0 7】)

25 「患者 I D 「0 0 1」に対応する看護支援記録画面 1 1 0 の生成方法は以下の通りである。C P U 4 1 はバイタル D B 2 2 6 を通信部 4 6 で医療用サーバ 2 から取得する。C P U 4 1 は取得したバイタル D B 2 2 6 に基づいて電子カルテ 4 2 1 を更新する。C P U 4 1 は電子カルテ 4 2 1 に記

憶されたバイタルを参照し、体温欄 1 3 0，脈拍数欄 1 4 0，最高血圧欄 1 5 0，最低血圧欄 1 6 0 および患者 I D 欄 1 7 0 に体温，脈拍数，最高血圧，最低血圧および患者 I D を生成する。C P U 1 1 は体温，脈拍数，最高血圧および最低血圧の時系列のグラフをバイタルグラフ 1 2 0 に生成する。」(段落【0 1 0 8】)

「具体例として体温のグラフの生成方法を以下に述べる。C P U 4 1 は電子カルテ 4 2 1 内のバイタルを参照する。電子カルテ 4 2 1 内のバイタルのデータ構成はバイタル D B 2 2 6 と同様であり，簡潔のため，図 1 9 を参照する。図 1 9 に示すように，C P U 4 1 は患者 I D 「0 0 1」の医療時刻「9：0 0」に対応する体温「3 7．0」，医療時刻「1 0：0 0」に対応する体温「3 7．0」，医療時刻「1 1：0 0」に対応する体温「3 7．0」，医療時刻「1 2：0 0」に対応する体温「3 6．7」，医療時刻「1 3：0 0」に対応する体温「3 6．5」をバイタルグラフ 1 2 0 上にプロットし，線で結ぶことでグラフを生成する。以下脈拍数，最高血圧および最低血圧ともに同様であり，簡潔のため記載を省略する。」(段落【0 1 0 9】)

「C P U 3 1 は医療用サーバ 2 および情報処理装置 1 を介して看護支援記録画面 1 1 0 を取得し，表示部 3 5 に表示する。」(段落【0 1 1 0】)

「図 2 3 ～ 2 6 は本実施形態における情報処理システムの処理手順を示したフローチャートである。ステップ S 1 1 ～ S 7 0 の処理は上述の実施の形態 1 に係る情報処理システムと同様であるので，簡潔のため説明を省略する。C P U 3 1 がステップ S 2 1 の処理を終了した後，看護師が自身の認証カードに記載されたバーコードを撮像部 3 7 で撮像する。C P U 3 1 は撮像部 3 7 で撮像されたバーコードを取得する(ステップ S 8 0)。C P U 3 1 はバーコードを I D に変換する(ステップ S 8 1)。C P U 3 1 は I D を通信部 3 6 から医療用サーバ 2 へ出力する(ステップ S 8 2)。

CPU 2 1 は I D を通信部 2 6 で端末装置 3 から取得する（ステップ S 8 3）。」（段落【0 1 1 1】）

「CPU 2 1 は取得した看護師 I D ならびに記憶部 2 2 に記憶された医療情報 DB 2 2 1, 予定情報 DB 2 2 2, 検査情報 DB 2 2 3, 手術情報 DB 2 2 4, I D 種類 DB 2 2 5 およびバイタル DB 2 2 6 を通信部 2 6 から情報処理装置 1 へ出力する（ステップ S 8 4）。CPU 1 1 は看護師 I D, 医療情報 DB 2 2 1, 予定情報 DB 2 2 2, 検査情報 DB 2 2 3, 手術情報 DB 2 2 4, I D 種類 DB 2 2 5 およびバイタル DB 2 2 6 を通信部 1 6 で取得する（ステップ S 8 5）。」（段落【0 1 1 2】）

「CPU 1 1 は I D が I D 種類 DB 2 2 5 に記憶されているか否かを判定する（ステップ S 8 6）。CPU 1 1 は I D が I D 種類 DB 2 2 5 に記憶されていないと判定した場合（ステップ S 8 6 : NO), 処理を終了する。CPU 1 1 は I D が I D 種類 DB 2 2 5 に記憶されていると判定した場合（ステップ S 8 6 : YES), I D 種類が看護師 I D であるか否かを判定する（ステップ S 8 7）。」（段落【0 1 1 3】）

「CPU 1 1 は I D の種類が看護師 I D でないと判定した場合（ステップ S 8 7 : NO), 処理をステップ S 1 7 に移す。CPU 2 1 は I D の種類が看護師 I D であると判定した場合（ステップ S 8 7 : YES), 看護師専用画面 9 を生成する（ステップ S 8 8）。CPU 1 1 は看護師専用画面 9 を通信部 1 6 から端末装置 3 へ出力する（ステップ S 8 9）。CPU 3 1 は看護師専用画面 9 を通信部 3 6 で情報処理装置 1 から取得する（ステップ S 9 0）。CPU 3 1 は看護師専用画面 9 を表示部 3 5 に表示する（ステップ S 9 1）。」（段落【0 1 1 4】）

「CPU 3 1 はバイタルボタン 9 2 の入力を受け付けたか否かを判定する（ステップ S 9 2）。CPU 3 1 はバイタルボタン 9 2 の入力を受け付けなかったと判定した場合（ステップ S 9 2 : NO), 処理をステップ S

108に移す。CPU31はバイタルボタン92の入力を受け付けたと判定した場合(ステップS92:YES),バイタル画面10の出力要求を通信部36から情報処理装置1へ出力する(ステップS93)。(段落【0115】)

5 「CPU11はバイタル画面10の出力要求を通信部16で端末装置3から取得する(ステップS94)。CPU11はバイタル画面10を生成する(ステップS95)。CPU11はバイタル画面10を通信部16から端末装置3へ出力する(ステップS96)。CPU31はバイタル画面10を通信部36で情報処理装置1から取得する(ステップS97)。CPU31はバイタル画面10を表示部35に表示する(ステップS98)。(段落【0116】)

10 「CPU31はバイタルの入力を受け付ける(ステップS99)。CPU31は入力を受け付けたバイタルを通信部36から医療用サーバ2へ出力する(ステップS100)。CPU21はバイタルを通信部26で端末装置3から取得する(ステップS101)。CPU21はバイタルDB226を更新する(ステップS102)。(段落【0117】)

15 「CPU21はバイタルDB226を通信部26から電子カルテサーバ4へ出力する(ステップS103)。CPU41はバイタルDB226を通信部46で医療用サーバ2から取得する(ステップS104)。CPU41は取得したバイタルDB226に基づいて電子カルテ421を更新する(ステップS105)。CPU41は電子カルテ421に基づいて看護支援記録画面110を生成する(ステップS106)。CPU41は電子カルテ421に看護支援記録画面110を記憶し(ステップS107),処理を終了する。(段落【0118】)

20 「CPU31はステップS100の処理を終了した後,看護支援記録ボタン91の入力を受け付けたか否かを判定する(ステップS108)。C

P U 3 1 は看護支援記録ボタン 9 1 の入力を受け付けなかったと判定した場合（ステップ S 1 0 8 : N O ）ステップ S 9 2 に処理を移す。C P U 3 1 は看護支援記録ボタン 9 1 の入力を受け付けたと判定した場合（ステップ S 1 0 8 : Y E S ）, 看護支援記録画面 1 1 0 の出力要求を通信部 3 6 から情報処理装置 1 へ出力する（ステップ S 1 0 9 ）。C P U 1 1 「は看護支援記録画面 1 1 0 の出力要求を通信部 1 6 で端末装置 3 から取得する（ステップ S 1 1 0 ）。」（段落【0 1 1 9】）

「C P U 1 1 は看護支援記録画面 1 1 0 の出力要求を通信部 1 6 から医療用サーバ 2 を介して電子カルテサーバ 4 へ出力する（ステップ S 1 1 1 ）。C P U 4 1 は看護支援記録画面 1 1 0 の出力要求を通信部 4 6 で医療用サーバ 2 を介して情報処理装置 1 から取得する（ステップ S 1 1 2 ）。C P U 4 1 は電子カルテ 4 2 1 を参照する（ステップ S 1 1 3 ）。」（段落【0 1 2 0】）

「C P U 4 1 は電子カルテ 4 2 1 内の看護支援記録画面 1 1 0 を取得する（ステップ S 1 1 4 ）。C P U 4 1 は看護支援記録画面 1 1 0 を通信部 1 6 から端末装置 3 へ出力する（ステップ S 1 1 5 ）。C P U 3 1 は看護支援記録画面 1 1 0 を通信部 3 6 で情報処理装置 1 から取得する（ステップ S 1 1 6 ）。」（段落【0 1 2 1】）

「C P U 1 1 は看護支援記録画面 1 1 0 を通信部 1 6 から端末装置 3 へ出力する（ステップ S 1 1 7 ）。C P U 3 1 は看護支援記録画面 1 1 0 を通信部 3 6 で情報処理装置 1 から取得する（ステップ S 1 1 8 ）。C P U 3 1 は看護支援記録画面 1 1 0 を表示部 3 5 に表示する（ステップ S 1 1 9 ）。C P U 3 1 は入力部 3 4 で看護師専用画面 9 等の表示処理の終了処理を行い（ステップ S 1 2 0 ），ステップ S 2 3 に処理を移す。」（段落【0 1 2 2】）

「一側面によれば，C P U 3 1 はバイタル画面 1 0 でバイタルの入力を

受け付けることができる。このことにより、看護師または医師が端末装置 3 で容易にバイタルの入力を行うことができる。」(段落【0123】)

「なお、本実施形態では看護師 ID であると判定した場合、看護師専用画面 9、バイタル画面 10 および看護支援記録画面 110 を表示したが、
5 医師 ID であると判定した場合に看護師専用画面 9、バイタル画面 10 および看護支援記録画面 110 を表示してもよい。」(段落【0125】)

(2) 前記(1)の本件明細書 1 の記載によれば、本件発明 1 の意義は、次のとおりであると認められる。

本件発明 1 は、医療情報の表示技術に関するものである。

10 従来技術として、入院中の患者が自身に対して行われる処置、検査または手術等の医療情報を知りたい場合、医療情報を医療用サーバから取得し、取得した医療情報に基づくピクトグラム等を表示する端末装置があった。なお、本件明細書 1 において従来技術が記載されたものとして掲げられている文献(特開 2015-18461 号公報。甲 11)には、医療スタッフが、①病院内シス
15 テム用ネットワークに接続する機器(設定端末)にアクセスして電子カルテシステムに記録されたカルテ情報を取得すること、②設定端末を用いてベッドサイド端末と無線通信し、個々の入院患者に対応する端末装置に表示する表示情報を取得したカルテ情報の中から選択し、端末装置ごとに設定するという構成などが開示されていた。

20 しかし、上記のような端末装置では、セキュリティを確保することが難しいという課題があった。本件発明 1 は、その課題を解決するために、本件発明 1 の構成を有するものである。

2 被告製品のピクトグラムサーバは、本件発明 1-1 の技術的範囲に属するか(争点 1)

25 (1) 被告製品の患者登録に係る構成は構成要件 1-1 A 及び 1-1 B を充足するか(争点 1-1)について

ア 第1判定と第2判定の関係

(ア) 本件発明1-1の特許請求の範囲の記載をみると、本件発明1-1は、
「患者を識別するための第1患者識別情報を端末装置より取得する第1
取得部と」(構成要件1-1A)、「前記第1患者識別情報と、患者を識別す
る情報としてあらかじめ記憶された第2患者識別情報とが一致するか否
5 かを判定する第1判定部と」(構成要件1-1B)を有するものであり、第
1判定部において第1判定をする。また、「前記第1判定部で一致すると
判定された場合に、看護師または医師を識別するための第1医師等識別情
報を前記端末装置から取得する第2取得部と」(構成要件1-1D)、「前
10 記第1医師等識別情報と、看護師または医師を識別する情報としてあ
らかじめ記憶された第2医師等識別情報とが一致するか否かを判定する第2判
定部と」(構成要件1-1E)を有するものであり、第2判定部において第
2判定をする。

ここで、第1判定と第2判定の関係について、特許請求の範囲には、「前
15 記第1判定部で一致すると判定された場合に」(構成要件1-1D)、第1
医師等識別情報が取得されて第2判定がされることが記載されている。こ
のことから、第1判定で一致すると判定されることが、第2判定がされる
ことの前提であることが記載されているといえる。もっとも、第1判定と
第2判定との時間的な接着性の有無等についての記載はない。

そこで、本件明細書1をみると、本件明細書1には、実施の形態1ない
20 し4が記載されている。実施の形態1では、第1判定や、第1判定で一致
するとの判定がされて患者の医療情報を出力することについての実施の
形態(構成要件1-1Aないし1-1C)が記載されているが、第1判定
で一致するとの判定がされた直後に第2判定がされるとか、第1判定は、
25 第2判定がされる都度にされるものであるなど、第1判定と第2判定の時
間的関係やその機会についての記載はない。そして、実施の形態1では、

5 患者が、患者の手に巻いており識別情報を含むリストバンドのバーコード
を端末装置の撮像部で撮像することによって第1判定がされる（段落【0
0 4 5】）。そして、第1判定で一致するとの判定がされた場合には、「患者
用画面」が生成、表示され（段落【0 0 4 7】ないし【0 0 5 0】）、患者
10 用画面には検査の予定や患者への注意事項が表示されるなどし（【0 0 4
3】【図7】）、患者はその画面を確認することで患者に対して行われる医療
行為等を知ることができ（段落【0 0 1 9】）、その患者用画面に対し、患
者が、例えば、検査ボタンをタッチすると検査名欄や検査説明欄が表示さ
れた検査表示画面が生成、表示されることが記載されている（段落【0 0
15 5 1】等）。また、第1判定で一致するとの判定がされて患者用画面が表示
（ステップS 2 1）されると検査ボタンや手術ボタンの入力を受け付ける
ようになり、その入力がされた場合には対応する画面の表示処理がされる
が、入力がされなかったり、上記対応する画面の表示処理がされたりした
後には、患者用画面の表示に戻ることが記載されている（段落【0 0 6 5】
ないし【0 0 6 8】、【図1 2】）。

実施の形態2は、看護師が患者の医療情報を確認するための看護師専用
画面を表示部に表示する実施の形態であり、主に構成要件1－1 Dないし
1－1 Fに対応する実施の形態が記載され、特に説明する構成等以外は実
施の形態1と同じであることが記載されている（段落【0 0 8 8】）。そこ
20 では、患者用画面が表示部に表示された後、看護師が、自身のリストバン
ドに記載されたバーコードを撮像部で撮像し、第2判定がされることが記
載されている（段落【0 0 9 1】）。また、第2判定が一致した場合には医
療スタッフ用画面が表示されるところ、医療スタッフ用画面である看護師
専用画面、バイタル画面等の表示後に終了処理（ステップS 1 2 0）がさ
25 れると、患者用画面の処理（ステップS 2 3）に移ることが記載されてい
る（段落【0 1 2 2】【図2 6】【図1 2】）。そこには、上記の他に、第1

判定と第2判定との関係についての記載はない。

また、実施の形態3は主に第1判定に関係する記載であり（ただし、請求項2に関する形態）、実施の形態4は、第2判定に関係する記載であるが、それらの記載も含めて、本件明細書1に、第1判定と第2判定との時間的接着性についての記載はない。

本件明細書1における背景技術や発明が解決しようとする課題の記載によれば、医療情報を医療用サーバから取得し、取得した医療情報に基づいてピクトグラムを表示する端末装置という従来技術ではセキュリティを確保することが難しかったところ、本件発明1-1は、セキュリティを従来技術より向上させることができるというものである（段落【0003】ないし【0006】）。本件明細書1には、本件発明1-1について、上記のとおり、従来技術よりセキュリティを向上させることが記載されているが、その記載のほかには従来技術と比較した優れた効果についての記載はない。

(イ) 以上の特許請求の範囲の記載や本件明細書1の記載に照らせば、第2判定は、第1判定で一致すると判定された場合にされるものである。しかし、本件明細書1には、実施の形態として、患者がその手に巻いているリストバンドのバーコードを端末装置の撮像部で撮像することによって第1判定がされ、一致すると判定された場合に患者用画面が表示され、それに対して患者が一定の操作をする形態が記載されている。そして、患者用画面の表示後に、医療スタッフがそのリストバンドのバーコードを撮像部で撮像することで第2判定がされ、そこで一致すると判定されると医療スタッフ用画面が表示されるが、その終了処理後は、患者の医療情報を表示する患者用画面の表示に戻ることも記載されている。これらに照らすと、本件発明1-1において、第2判定がされるのは、第1判定で一致すると判定された場合ではあるが、第1判定で一致するとされた後に患者による一定

の操作がされ、その後に第2判定がされることや、第1判定で一致すると判定されて第2判定がされて第2判定で一致するとされて看護師等が必要とする医療情報を含む表示画面が出力された後に、第1判定で一致すると判定された後と同じ、患者の医療情報を表示する患者用画面に戻り、その状態から再び第2判定がされることがあり得ることが記載されている
と
いい得る。

以上によれば、本件発明 1－1 において、第 2 判定がされるのは第 1 判定で一致すると判定された場合であるが、第 1 判定がされるのは第 2 判定がされる直前に限られるとか、第 2 判定がされる前にその都度第 1 判定がされるとは限られないと解するのが相当である。このように解したとしても、第 1 判定がされてそこで一致すると判定されない限り第 2 判定はされず、第 2 判定において一致すると判定されない限り看護師等が必要とする医療情報を含む表示画面が表示されることはないから、本件明細書 1 に記載されたセキュリティの向上という効果を奏するといえる。

(ウ) 被告は、本件発明 1－1 は、医療スタッフが必要とする患者の医療情報にアクセスするための一連のプログラムに関する発明であり、プログラムで制御されることにより所望の効果を発揮するように構成されており、本件発明 1－1 の第 1 判定と第 2 判定とは患者の医療情報にアクセスするための情報処理制御とした連続した処理であるから、医療スタッフが患者の医療情報にアクセスしようとする場合には、その都度第 1 判定を行った上で医療スタッフ認証を行うことが必須であり、本件発明 1－1 にいう第 1 判定とはそのように理解されるべきであると主張する。

しかし、特許請求の範囲及び明細書の記載は、上記(ア)のとおりであって、そこには、第1判定と第2判定とが患者の医療情報にアクセスするための情報処理制御とした連続した処理であるとか、医療スタッフが患者の医療情報にアクセスしようとする場合には、その都度第1判定を行った上で第

2 判定を行うことが必須であることの記載はなく、逆に、被告主張とは異なる形態が記載されているともいえる。また、被告のように解さなくとも従来技術の課題を解決するものといえる。被告の主張は採用することができない。

5 (エ) 被告は、第 1 判定である患者認証が行われた後に第 2 判定である医療スタッフ認証を行うという構成は公知発明や従来技術に開示されているか、これらに基づいて当業者が容易に想到可能であることを理由として、第 1 判定と第 2 判定の関係について被告主張のように限定して解釈されるべきであると主張する（被告は、無効理由 1 及び 2 を主張するほか、これとは別に、上記のとおり主張し、この主張は第 1 判定と第 2 判定の関係について原告が主張する解釈に対する理由付き否認であると主張する。）。
10

しかし、本件発明 1－1 における第 1 判定と第 2 判定との関係は、特許請求の範囲及び明細書の記載から、上記のとおり解釈される。このように解釈された本件発明 1－1 が従来技術と同一であったり、従来技術から想到することが容易であったりすれば、それは、基本的に特許法 104 条の 3 に基づく主張の理由となるものといえる。なお、後記 7 のとおり、被告が指摘する文献等に本件発明 1－1 の構成が開示されていると認められるものではなく、被告が主張する事実が技術常識であり、技術常識等によって、第 1 判定と第 2 判定との関係について被告が主張するように解釈されるものともいえない。
15
20

イ(ア) 甲 5 ないし 8 によれば、被告製品は、本件発明 1－1 との関係で、以下の構成を有する。

① ピクトグラムサーバは、ピクトグラム端末が患者のリストバンドのバーコードを読み取るなどして取得した患者 ID を、同端末を通じて取得する。
25

② ピクトグラムサーバは、上記①の患者 ID とあらかじめ電子カルテサ

サーバに登録された患者 I D とが一致するか否かを判定する。

③ ピクトグラムサーバは、上記②において患者 I D が一致すると判定して患者登録がされた場合、上記患者 I D に対応する患者に関し、患者の氏名、主治医の氏名のほか、ペースメーカーの有無、アレルギーの有無等に関する情報をピクトグラム端末に出力する。

④ ピクトグラムサーバは、患者登録により患者 I D が一致すると判定されて上記③の画面が表示されている状態において、ピクトグラム端末が医療スタッフの I C カードやバーコードを読み取ることによって取得した医療スタッフ I D を、同端末を通じて取得する。

⑤ ピクトグラムサーバは、上記④の医療スタッフ I D と予め電子カルテサーバに登録された医療スタッフ I D とが一致するか否かを判定する。

⑥ ピクトグラムサーバは、上記⑤において医療スタッフ I D が一致すると判定した場合、ピクトグラム端末に対し、患者の体温、血圧等のバイタル情報（その経時変化も含む）や検査結果に関する情報に係るデータを出力し、ピクトグラム端末の画面にそれらの情報が表示される。

(イ) 上記アによれば、構成要件 1－1 B でされる第 1 判定は、構成要件 1－1 D 以下の第 2 判定との時間的な接着性が要求されず、第 2 判定の直前にされるものに限られず、また、第 2 判定がされる都度されるものに限られない。

被告製品のピクトグラムサーバは、情報処理装置であり、患者を識別するための患者 I D を取得する端末装置であるピクトグラム端末を有し（上記(ア)① 構成要件 1－1 A）、そこで取得された患者 I D であってピクトグラムサーバに送信されたものと、あらかじめ記憶されている患者 I D とが一致するか否かを判定する判定部を有し（同② 構成要件 1－1 B）、被告製品のピクトグラムサーバは、上記で一致すると判定した場合、ベッドサイド端末に対し、患者の氏名、主治医の氏名のほか、ペースメーカー

の有無，アレルギーの有無等に関する情報，すなわち患者の医療情報をベッドサイド端末に出力する出力部を有する（同③ 構成要件 1－1 C）。この判定は，同④以下の判定の直前にされるとは限られず，また，その判定の都度されるものとは限らないが，このことは，上記の構成要件の充足性判断を左右するものではない。

以上によれば，被告製品のピクトグラムサーバは，構成要件 1－1 A 及び構成要件 1－1 B を充足する。また，その出力部は，構成要件 1－1 C を充足する。

(ウ) 被告は，被告製品においては，入院時にベッドサイド端末と患者とを関連付ける患者登録をするものの，この患者登録は患者がベッドサイド端末の使用を開始する際に行えば足り，医療スタッフが患者の医療情報にアクセスする都度必要となるものではなく，患者登録と患者登録後の医療スタッフ認証との間には情報処理としての連続性はないから被告製品における患者登録は，本件発明 1－1 にいう第 1 判定には相当せず，構成要件 1－1 A 及び構成要件 1－1 B を充足しないと主張する。

しかし，被告の上記主張は，本件発明 1－1 の第 1 判定と第 2 判定との関係を前記ア(ウ)，(エ)に記載した被告の主張のとおり解することを前提とするといえるものであり，その主張を採用することができないので，理由がない。

また，被告は，被告製品においては患者登録に先行して患者登録前医療スタッフ認証が行われているから，被告製品における患者登録について，構成要件 1－1 A 及び構成要件 1－1 B を充足しないと主張する。

しかし，被告製品において患者登録前医療スタッフ認証が行われているとしても，本件発明 1－1 の内容と患者登録前医療スタッフ認証の内容に照らせば，患者登録前医療スタッフ認証に係る構成は，本件発明 1－1 の構成要件とは別の構成といえるものであって，そのような構成があること

が構成要件 1－1 A 及び構成要件 1－1 B の充足性についての上記判断に影響を及ぼすものとは認められない。

(2) 被告製品のピクトグラムサーバは構成要件 1－1 F を充足するか（争点 1－2）について

5 ア 「前記看護師または前記医師が必要とする医療情報を含む表示画面を・・・出力する」（構成要件 1－1 F）の意義

10 「医療情報」（構成要件 1－1 F）は、「前記看護師または前記医師が必要とする」ものである。本件明細書 1 の発明の詳細な説明においては、医療情報 DB に格納されているデータの一例を示す図において、医療情報データベースに格納されるデータである「医療情報」の例として、「患者 ID」、「リハビリ情報」、「薬情報」、「検査情報」、「手術情報」、「処置情報」等が記載されている（段落【0014】【図3】）。また、実施の形態 2 では、第 2 判定で一致すると判定された後に表示させることができる看護支援記録画面において、看護師が電子カルテと同じように患者のバイタルを確認することができることが記載されている（段落【0106】等）。以上によれば、「前記第 2 患者識別情報に対応する患者の医療情報のうち前記看護師または前記医師が必要とする医療情報」とは、当該患者に対して看護師又は医師が医療行為を行うために必要とする、当該患者に関する情報であり、例えば、当該患者に対して行われたリハビリ、投薬、検査、手術などの情報や当該患者のバイタルに関する情報が含まれると解される。

15

20

イ 「医療情報を含む表示画面を・・・出力する」（構成要件 1－1 F）の意義
構成要件 1－1 F において、情報処理装置から「出力」されるのは、「医療情報を含む表示画面」であることが記載されている。

25 ここで、その出力について、本件明細書 1 の発明の詳細な説明をみると、情報処理装置の CPU が画面を生成するとの記載があるが（例えば、看護師専用画面について段落【0094】等）、情報処理装置が生成する対象につい

て、端末装置に出力される二次元画面のそのものに限定されるべきであるとする記載はない。また、実施の形態では、端末装置と情報処理装置は、インターネット、LAN (Local Area Network)、携帯電話網等の通信網により接続されていることが記載されている（段落【0015】、【図1】）。インターネット上で送信先に画面を表示させる場合、HTMLデータという情報を送信することが一般的に行われており（甲12、13）、出力先の端末において画面の表示をしようとする場合に、必ずしも出力元において当然に二次元画面そのものを作成してそれを出力しているものではないことは技術常識であるともいえるし、本件明細書1に、本件発明1-1について出力元において特に二次元画面そのものを作成する意義があることについての記載はない。

これらによれば、「医療情報を含む表示画面を・・・出力する」（構成要件1-1F）とは、端末装置に表示される医療情報に係る二次元画面そのものを出力することだけでなく、端末装置において画面を表示するために必要なデータを出力することも含むものであると認めるのが相当である。

被告は、構成要件1-1Cにおいては「医療情報を・・・出力する」と規定しているのに対し、構成要件1-1Fが「医療情報を含む表示画面を・・・出力する」と規定し、本件明細書1においても「画面」と「情報」が区別して用いられていることから、構成要件1-1Fの「表示画面を、前記端末装置へ出力する」とは、情報処理装置が生成した二次元画面そのものを端末装置に送信することを意味すると主張する。しかし、上記に照らし、採用することはできない。

ウ 前記(1)イ(ア)のとおり、被告製品のピクトグラムサーバは、医療スタッフIDが一致すると判定した場合、ピクトグラム端末の画面に表示されるための患者のバイタル情報（その推移も含む）や検査結果に関する情報に係るデータをピクトグラム端末に出力する（同⑥）。

したがって、被告製品のピクトグラムサーバは、構成要件１－１Ｆを充足する。

(3) 前記(1)イ(ア)のとおり、被告製品のピクトグラムサーバは、患者登録後に、ベッドサイド端末に直接入力された医療スタッフＩＤであってピクトグラムサーバに送信されたものと、あらかじめ記憶されている医療スタッフＩＤとが一致するか否かを判定するものである（同④、⑤）から、第１医師等識別情報を端末装置から取得する第２取得部と、第１医師等識別情報とあらかじめ記憶されている第２医師等識別情報とが一致するか否かを判定する第２判定を有するといえ、構成要件１－１Ｄ及び１－１Ｅを充足する。

以上によれば、被告製品のピクトグラムサーバは、本件発明１－１の各構成要件を充足する。

3 被告製品のピクトグラムサーバ、ピクトグラム端末や、それらのプログラムは、本件発明１－２、本件発明１－７、本件発明１－８及び本件発明１－１０の技術的範囲に属するか（争点２）

(1) 甲５、６、７によれば、被告製品には、前記２(1)イ(ア)の構成を有することに加えて、患者登録がされた後、ベッドサイド端末に当該患者が今後受ける予定の検査、処置等のスケジュールを表示する構成を具備するものがあることが認められる。

それらのスケジュールは、構成要件１－２Ｇの「前記第２患者識別情報に対応する患者に対する処置の予定情報」ということができる。そうすると、被告製品のピクトグラムサーバのうち、上記構成を備えるものは、本件発明１－２の各構成要件を充足する。

(2) 本件発明１－１と本件発明１－７の内容に照らし、本件発明１－１の情報処理装置は、本件発明１－７の情報処理プログラムを有しているといえる。そして、被告製品のピクトグラムサーバは、本件発明１－１の各構成要件を充足して、本件発明１－７の各構成要件を充足する情報処理プログラムを有して

いるといえる。そうすると、被告製品のピクトグラムサーバの情報処理プログラムは、本件発明 1－7 の各構成要件を充足する。

本件発明 1－1 と本件発明 1－8 の内容に照らし、本件発明 1－1 の情報処理装置は、本件発明 1－8 の端末装置を有するといえる。そして、被告製品のピクトグラムサーバは、本件発明 1－1 の各構成要件を充足していて、本件発明 1－8 の各構成要件を充足する端末装置を有するといえる。そうすると、被告製品のピクトグラム端末は、本件発明 1－8 の各構成要件を充足する。

本件発明 1－8 と本件発明 1－10 の内容に照らし、本件発明 1－8 の端末装置は、本件発明 1－10 の情報処理プログラムを有しているといえる。そして、被告製品のピクトグラム端末は、本件発明 1－8 の各構成要件を充足していて、本件発明 1－10 の各構成要件を充足する情報処理プログラムを有しているといえる。そうすると、被告製品のピクトグラム端末の情報処理プログラムは、本件発明 1－10 の各構成要件を充足する。

4 被告製品のピクトグラムサーバは、本件発明 2－1 の技術的範囲に属するか（争点 3）

(1) 本件発明 1－1 と本件発明 2－1 は、第 2 判定部で識別情報が一致すると判定した場合、本件発明 1－1 では、患者の医療情報のうち看護師又は医師が必要とする医療情報を含む表示画面を端末装置へ出力する出力部を備えるのに対し、本件発明 2－1 では、患者の状態に関する状態情報の入力を受け付けるための入力画面を端末装置へ出力する出力部を備える点で異なり、また、識別情報の名称が異なる。しかし、患者の識別に関する判定を行うこと、その判定で一致するとされた場合に看護師又は医師の識別に関する判定を行うこと、その判定で一致するとされた場合に端末装置に一定の画面を出力する出力部を備える点は共通する。

本件明細書 2 には、背景技術、発明が解決しようとする課題について、本件明細書 1 の前記 1(1)イ、ウと同じ記載があり（段落【0002】、【0003】、

【０００５】、【０００６】）、発明の効果として、「一側面によれば、セキュリティを従来より向上させることができる。」（段落【０００８】）との記載がある。そして、本件明細書２には、実施の形態１及び２として、本件明細書１の前記１(１)カ(ア)及び(イ)と同じ記載がある（段落【００１０】ないし【００１４】、【０
５ ０４１】ないし【００４５】、【００６０】ないし【００６３】、【００８３】ないし【０１１８】、【０１２０】）。（甲４）

(２) 前記(１)に照らせば、本件発明２は、本件発明１の従来技術と同じ従来技術についてセキュリティを確保することが難しいという課題があったところ、その課題を解決するために本件発明２の構成を有するものである。

そして、本件明細書１及び本件明細書２の記載に照らせば、本件発明２－１における「第１識別情報」と「予め記憶部に記憶された第１識別情報」は、それぞれ、本件発明１－１における「第１患者識別情報」と「あらかじめ記憶部に記憶された第２患者識別情報」に相当するものであると認められる。

そして、本件発明１で述べたのと同様の理由により、本件発明２－１においても、構成要件２－１Ｂでされる判定は、構成要件２－１Ｄ以下の判定との時間的な接着性が要求されず、その判定の直前にされるものに限られないし、また、その判定がされる都度されるものに限られない。

被告製品のピクトグラムサーバは、医療スタッフ認証がされた後に、患者のバイタル情報等を画面に表示するのに必要なデータのほか、患者のバイタル情報の登録を受け付ける画面を表示するのに必要なデータを出力する（甲８）。

したがって、被告製品のピクトグラムサーバは、「患者の・・・状態情報の入力を受け付けるための入力画面を前記端末装置へ出力する第２出力部」（構成要件２－１Ｆ）も充足する。

これらと、争点１－１において述べたところ（前記３）を併せると、被告製品のピクトグラムサーバは、本件発明２－１の各構成要件を充足するといえる。

５ 被告製品のピクトグラムサーバ、ピクトグラム端末や、それらのプログラムは、

本件発明 2－2，本件発明 2－4，本件発明 2－5 及び本件発明 2－7 の技術的範囲に属するか（争点 4）

(1) 前記 2(1)イ(ア)のとおり，被告製品のピクトグラムサーバは，医療スタッフ認証がされると，患者の体温，血圧等のバイタル情報（その経時変化も含む）に係るデータをピクトグラム端末に出力する（同⑥）。本件明細書 2 の記載（段落【0101】。本件明細書 1 の段落【0106】と同じ記載）に照らすと，上記情報は，「患者の状態の変化を示すための変化情報」（構成要件 2－2 H）に該当する。そうすると，被告製品のピクトグラムサーバは，本件発明 2－2 の各構成要件を充足する。

(2) 本件発明 2－1 と本件発明 2－4 の内容に照らし，本件発明 2－1 の情報処理装置は，本件発明 2－4 の情報処理プログラムを有しているといえる。そして，被告製品のピクトグラムサーバは，本件発明 2－1 の各構成要件を充足していて，本件発明 2－4 の各構成要件を充足する情報処理プログラムを有しているといえる。そうすると，被告製品のピクトグラムサーバの情報処理プログラムは，本件発明 2－4 の各構成要件を充足する。

本件発明 2－1 と本件発明 2－5 の内容に照らし，本件発明 2－1 の情報処理装置は，本件発明 2－5 の端末装置を有するといえる。そして，被告製品のピクトグラムサーバは，本件発明 2－1 の各構成要件を充足していて，本件発明 2－5 の各構成要件を充足する端末装置を有するといえる。そうすると，被告製品のピクトグラム端末は，本件発明 2－5 の各構成要件を充足する。

本件発明 2－5 の端末装置は，本件発明 2－5 と本件発明 2－7 の内容に照らし，本件発明 2－7 の情報処理プログラムを有しているといえる。そして，被告製品のピクトグラム端末は，本件発明 2－5 の各構成要件を充足していて，本件発明 2－7 の各構成要件を充足する情報処理プログラムを有しているといえる。そうすると，被告製品のピクトグラム端末の情報処理プログラムは，本件発明 2－7 の各構成要件を充足する。

6 本件発明 1 は、いずれも乙 1 公報に記載された発明に基づき容易に想到することができたか（争点 5）について

被告は、本件発明 1 は、いずれも、基準日当時、乙 1 公報の実施例 2 に記載された発明に乙 2 公報に記載された技術をはじめとする公知技術を適用すること
5 によって、当業者が容易に想到し得たものであるから、進歩性を欠いており、無効とされるべきであると主張する。

(1) 乙 1 公報の記載

乙 1 公報は、発明の名称を「医療情報システム」とする公開特許公報であり、その特許請求の範囲及び明細書の発明の詳細な説明には、以下の記載があり、
10 また、別紙乙 1 公報図面の図がある（乙 1）。

ア 特許請求の範囲（請求項 1 ないし 4）

「患者の診療情報を記憶する電子カルテデータベースを備えた電子カルテサーバと、当該診療情報の参照又は更新をする電子カルテアプリケーションを備えたベッドサイド端末とをネットワークで接続した医療情報システム
15 において、前記ベッドサイド端末と前記患者とを対応付けて記憶したベッドサイド端末情報記憶部と、前記ベッドサイド端末情報記憶部を参照して、ベッドサイド端末に対応する患者を特定するベッドサイド端末識別手段と、前記患者に対応する診療情報を前記電子カルテデータベースから取得するカルテ情報取得手段と、当該診療情報に基づき前記電子カルテアプリケーションを起動するベッドサイド端末制御手段と、を備えた事を特徴とする医療情報システム。」（【請求項 1】）
20

「患者の診療情報を記憶する電子カルテデータベースを備えた電子カルテサーバと、前記患者の診療情報の参照又は更新をする第一の電子カルテアプリケーションを備えたベッドサイド端末と、前記患者の診療情報の参照又は更新をする第二の電子カルテアプリケーションを備えた情報処理端末とを
25 ネットワークで接続した医療情報システムにおいて、前記情報処理端末は、

前記第二の電子カルテアプリケーションで前記患者の診療情報を参照又は更新している際の状態情報を前記電子カルテサーバに送出する状態情報登録処理手段を備え、前記電子カルテサーバは、前記患者毎に前記状態情報を記憶する状態情報記憶部と、ベッドサイド端末と患者とを対応付けて記憶したベッドサイド端末情報記憶部と、前記状態情報を前記情報処理端末から受信し、当該状態情報を前記状態情報記憶部に格納する状態情報受信処理手段と、前記ベッドサイド端末情報記憶部を参照して、前記ベッドサイド端末に対応する患者を特定するベッドサイド端末識別手段と、前記患者に対応する状態情報を前記状態情報記憶部から取得し、前記ベッドサイド端末に送出する状態情報取得手段とを備え、前記ベッドサイド端末は、前記状態情報を前記電子カルテサーバから受信し、当該状態情報に基づき前記第一の電子カルテアプリケーションを起動するベッドサイド端末制御手段を備える事を特徴とする医療情報システム。」（【請求項 2】）

「患者の診療情報を記憶する電子カルテデータベースを備えた電子カルテサーバと、前記患者の診療情報の参照又は更新をする第一の電子カルテアプリケーションを備えた情報処理端末とをネットワークで接続された医療情報システムにおける前記患者の診療情報の参照又は更新をする第二の電子カルテアプリケーションを備えたベッドサイド端末であって、前記第一の電子カルテアプリケーションで前記患者の診療情報を参照又は更新している際の状態情報を前記電子カルテサーバから受信し、当該状態情報に基づき前記第二の電子カルテアプリケーションを起動するベッドサイド端末制御手段を備える事を特徴とする医療システムにおけるベッドサイド端末。」（【請求項 3】）

「前記患者の診療情報の参照又は更新をする第一の電子カルテアプリケーションを備えたベッドサイド端末と、前記患者の診療情報の参照又は更新をする第二の電子カルテアプリケーションを備えた情報処理端末とをネット

ワークで接続した医療情報システムにおける患者の診療情報を記憶する電子カルテデータベースを備えた電子カルテサーバであって、前記第二の電子カルテアプリケーションで前記患者の診療情報を参照又は更新している際の状態情報を前記患者毎に記憶する状態情報記憶部と、前記状態情報を前記情報処理端末から受信し、当該状態情報を前記状態情報記憶部に格納する状態情報受信処理手段と、ベッドサイド端末と患者とを対応付けて記憶したベッドサイド端末情報記憶部と、前記ベッドサイド端末情報記憶部を参照して、前記ベッドサイド端末に対応する患者を特定するベッドサイド端末識別手段と、前記特定した患者に対応する状態情報を前記状態情報記憶部から取得し、前記ベッドサイド端末に送出する状態情報取得手段と、を備える事を特徴とする医療システムにおける電子カルテサーバ。」(【請求項4】)

イ 発明の詳細な説明

「・・・しかしながら、第一の患者のベッドサイドで、第二の患者に関する診療情報の参照や更新をする場合、ベッドサイド端末は、第一の患者に近接した場所に設置されており、第二の患者の診療情報を第一の患者に見られてしまう虞がある。即ち、患者の診療情報を医療スタッフ以外の他人に見られてしまう。これは、情報漏洩、守秘義務違反につながり、患者のプライバシーを守る事は出来ない。」(段落【0005】)

「また、医療スタッフは、入院患者の病室を訪問して診察する、所謂、回診をする際、ナースステーション、診察室等に設置された医療情報システムと接続されたワークステーションの電子カルテアプリケーションを利用して、診察予定である患者に関する診療情報、治療計画に基づく経過情報を予め確認している。そして、診察対象となる患者の経過情報に基づき、注目すべき検査歴データや指示すべき事項を検討し、回診を行う。回診先では、患者のベッドサイドに備えたベッドサイド端末の電子カルテアプリケーションを利用して、予め検討した事項に関する診療情報を参照し、指示すべき処

方や検査等を入力して診療情報の更新をする。」(段落【0006】)

「しかしながら、医療スタッフが一度の回診で診察する患者は複数であり、
予め検討した事項、即ち、診察対象となる患者の注目すべき検査歴データ等、
を患者毎に記憶しておく必要がある。従って、医療スタッフは、患者のベッ
ドサイド端末の電子カルテアプリケーションを利用して、患者に関する診療
5 情報を参照しながら、予め検討した事項を思い出し、指示すべき処方や検査
の入力をして診療情報の更新をする。このように、患者に関する診療情報の
参照、処方や検査の指示等、診療情報の更新といった医療スタッフが患者の
ベッドサイド端末とする作業は、長時間かかってしまう。これは、診察に時
10 間がかかるだけでなく、長時間患者に関する診療情報をベッドサイド端末に
表示する為、他人に患者の診療情報を覗き見される虞がある。」(段落【00
07】)

「本発明は、このような課題に鑑みなされたものであり、医療スタッフが
患者のベッドサイドに備えたベッドサイド端末で電子カルテアプリケーション
15 ョンを利用する際、当該患者に関する診療情報のみ参照や更新をする事の出
来る医療情報システムを提供する事を目的とする。また、医療スタッフがベ
ッドサイドでの診察時に、回診予定の入院患者に関して事前に検討した事項
を素早く想起する事の出来る医療情報システムを提供する事を目的とする。」
(段落【0008】)

【課題を解決するための手段】

「上記の課題を解決する為に、患者のベッドサイド端末において、当該患
者に関する診療情報のみ参照出来れば、他人に診療情報を見られる事を防ぐ
事が出来る点に着目した。」(段落【0009】)

【実施例1】

「本発明の実施例に係る医療情報システムの処理態様を、図1乃至図5を
25 用いて説明する。」(段落【0017】)

「図 1 は、本実施例に係る医療情報システムの概要を示す全体構成図である。」(段落【0018】)

「図 1 に示すように、本実施例に係る医療情報システムは、ベッドサイド端末 1、ネットワーク 2、電子カルテサーバ 3 で構成されている。」(段落【0019】)

「ベッドサイド端末 1 は、一般的なベッドサイド端末の事であり、ベッドサイド端末専用ハードウェアだけでなく、パーソナルコンピュータ、ノートパソコン、PDA (Personal Data Assistants) 等、一般的な情報処理端末でも良い。また、図 1 に例示するように、ベッドサイド端末 1 は、ベッドサイド端末制御部 4、電子カルテアプリケーション 5 を備えている。」(段落【0020】)

「ベッドサイド端末制御部 4 は、ベッドサイド端末 1 の識別子を取得し、電子カルテサーバ 3 に送信するものである。」(段落【0021】)

「電子カルテアプリケーション 5 は、患者に関する電子カルテデータを含む診療情報の参照又は更新をする為のアプリケーションである。ここで、電子カルテアプリケーション 5 は、ベッドサイド端末 1 専用のアプリケーションであっても良く、ナースステーション、診察室等で利用される医療情報システムのアプリケーションと同一のものを利用しても良く、患者に関する診療情報の参照又は更新が出来るものであれば、何でも良い。」(段落【0022】)

「ネットワーク 2 は、インターネット網、仮想閉域網、LAN (Local Area Network)、WAN (Wide Area Network) 等、専用回線、公衆回線、無線、有線を問わず、各装置や端末が通信可能であれば、如何なる通信ネットワークでも良い。ベッドサイド端末 1 と電子カルテサーバ 3 とは、ネットワーク 2 を介して互いに通信可能となっている。」(段落【0023】)

「電子カルテサーバ 3 は、ベッドサイド端末識別部 6，ベッドサイド端末情報記憶部 7，カルテ情報取得部 8，電子カルテデータベース 9，カルテ情報送信部 10 で構成されている。」（段落【0024】）

5 「ベッドサイド端末情報記憶部 7 は、ベッドサイド端末識別子に患者識別子を対応付けて記憶するものである。」（段落【0025】）

「ベッドサイド端末識別部 6 は、ベッドサイド端末 1 からベッドサイド端末識別子を受信し、当該ベッドサイド識別子に対応する患者識別子をベッドサイド端末情報記憶部 7 から取得するものである。」（段落【0026】）

10 「電子カルテデータベース 9 は、患者に関する電子カルテデータを含む診療情報を記憶するデータベースである。」（段落【0027】）

「カルテ情報取得部 8 は、ベッドサイド端末識別部 6 で取得した患者識別子に対応する診療情報を電子カルテデータベース 9 から取得するものである。」（段落【0028】）

15 「カルテ情報送信部 10 は、カルテ情報取得部 8 で取得した診療情報をベッドサイド端末 1 に送信するものである。」（段落【0029】）

「次に、本実施例における医療情報システムの処理について説明をする。」（段落【0030】）

20 「本実施例では、医師が入院患者である「病院太郎」のベッドサイドに備えられたベッドサイド端末 1 を用いて、電子カルテアプリケーション 5 を利用する例を用いて説明をする。」（段落【0031】）

「医療スタッフ向け診療情報ボタンは、医療スタッフの ID 及び PASSWORD でログインされた場合、後述する図 4 に例示する医療スタッフ向け診療情報メニューをベッドサイド端末 1 の表示装置に表示する。」（段落【0036】）

25 「ID 入力フィールド、及び、PASSWORD 入力フィールドには、ベッドサイド端末 1 の操作者、即ち、患者又は医療スタッフの ID、及び、P

ASWORDが入力されるフィールドであり、本フィールドにID、及び、PASSWORDを入力すると、前述した患者向け診療情報ボタン、又は医療スタッフ向け診療情報ボタンの選択が可能となる。」（段落【0037】）

【実施例2】

5 「以下、本発明の医療情報システムの他の実施例について、図6乃至図12を用いて簡単に説明する。」（段落【0063】）

「実施例1（判決注：「実施例2」の誤記）では、ベッドサイド端末に対応付けられた患者に関する診療情報のみをベッドサイド端末の電子カルテアプリケーションで参照又は更新可能とした。」（段落【0064】）

10 「図10に例示したアプリケーションデータ記憶部13は、利用者IDフィールド、患者名フィールド、アプリケーション種別フィールド、及び、アプリケーションデータフィールドで構成されている。尚、図10に示した構成例は、本実施例を説明するのに最低限必要な例を示したものに過ぎず、これに限定するものではない。また、本実施例では、上記利用者ID、患者名、
15 アプリケーション種別、及びアプリケーションデータを総称して、状態情報と定義する。」（段落【0091】）

「図9（a）及び図9（b）に例示したように病院太郎、病院次郎という患者の診療情報を医師Aが参照している場合、情報処理端末11のアプリケーションデータ記憶部13には、図10に例示するように状態情報が記憶さ
20 れる。」（段落【0096】）

「図10における利用者IDフィールドには、電子カルテアプリケーション5を利用している医療スタッフの識別子が記憶されており、ここでは、「医師A」が記憶されている。また、医師Aは、病院太郎及び病院次郎の診療情報を参照しており、「病院太郎」及び「病院次郎」が患者名フィールドに夫々
25 記憶されている。・・・」（段落【0097】）

「状態情報受信処理部14は、受信した状態情報を状態情報記憶部15に

格納し、正常に格納した旨、情報処理端末 11 に通知する（S 7－3）。・・・
また、状態情報記憶部 15 は、各医師、各患者に対する状態情報を記憶して
いる。ここで、受信した状態情報を状態情報記憶部 15 に格納する際、利用
者 ID 及び患者名に対応する状態情報が既に存在する場合には、上書き更新
5 をするようにしても構わない。」（段落【0103】）

「次に、医師 A が病院太郎のベッドサイド端末 11 の電子カルテアプリケ
ーション 5 を用いて、病院太郎の診療情報を参照又は更新する際の処理につ
いて説明をする。」（段落【0106】）

「医師 A が病院太郎のベッドサイド端末 11 で、実施例 1 で説明した手順
10 で、電子カルテアプリケーション 5 を起動すると、ベッドサイド端末識別子、
及び、医療スタッフ識別子を電子カルテサーバ 3 に送出する（S 8－1，S
8－2）。尚、医療スタッフ識別子は、図 3 に例示したメニュー画面の ID フ
ィールドに入力された ID を取得して、送出している。」（段落【0107】）

「電子カルテサーバ 3 は、ベッドサイド端末識別子、及び、医療スタッフ
15 識別子を受信すると、実施例 1 と同様に、ベッドサイド端末識別部 6 を起動
し、ベッドサイド端末識別子に対応する患者名をベッドサイド端末情報記憶
部 7 から取得する（S 8－3）。」（段落【0108】）

「ベッドサイド端末識別部 6 は、患者名を取得すると、状態情報取得部 1
6 を起動し、状態情報取得部 16 は、状態情報記憶部 15 を参照して、医療
20 スタッフ識別子、及び、患者名に対応する状態情報が存在するか否か判定す
る（S 8－4）。即ち、「医師 A」、及び「病院太郎」に対応する状態情報が状
態情報記憶部 15 に記憶されているか否か判定する。」（段落【0109】）

「図 10 に示す例では、「医師 A」、及び「病院太郎」に対応する状態情報
は存在しており、状態情報取得部 16 は、当該状態情報を状態情報記憶部 1
25 5 から取得する（S 8－5）。」（段落【0110】）

「そして、状態情報送信部 17 は、取得した状態情報をベッドサイド端末

1に送出する（S8-6）。」（段落【0111】）

「ベッドサイド端末1は、状態情報を受信すると、ベッドサイド端末制御部4を起動し、ベッドサイド端末制御部4は、当該状態情報をアプリケーションデータ記憶部18に格納する（S8-7）。」（段落【0112】）

5 「本実施例では、図11に例示するように、ベッドサイド端末1のアプリケーションデータ記憶部18に格納される事になる。図11では、病院太郎に関わる状態情報のみ格納されている。」（段落【0113】）

「ベッドサイド端末制御部4は、受信した状態情報をアプリケーションデータ記憶部18に格納すると、電子カルテアプリケーション5を起動する。」
10 （段落【0114】）

「電子カルテアプリケーション5は、起動する際、アプリケーションデータ記憶部18を参照し、格納されている状態情報に基づいて、診療情報を表示する（S8-8）。」（段落【0115】）

「本実施例では、電子カルテアプリケーション5が起動すると、図12に
15 例示するようにベッドサイド端末1の表示装置に表示画面が表示される。図12では、病院太郎の診療情報のみ表示されている。また、病院太郎に関して、医師Aが情報処理端末11で状態情報登録ボタンを選択した時と同じ表示がベッドサイド端末1でもなされる為、情報処理端末11で中断していた作業をベッドサイド端末1で再開するように、電子カルテアプリケーション
20 5を利用する事が出来る。ここで、医師Aが病院次郎のベッドサイド端末1で電子カルテアプリケーション5を起動した場合には、病院次郎に関して、医師Aが情報処理端末11で状態情報登録ボタンを選択した時と同じ表示が病院次郎のベッドサイド端末1でなされる事になる。」（段落【0117】）

「また、S8-4で、対応する状態情報が存在しない場合には、実施例1
25 と同様に、電子カルテデータベース9からベッドサイド端末1に対応する患者の診療情報を取得して、電子カルテアプリケーション5で表示する事にな

る（S 8－9乃至S 8－11）。従って、ベッドサイド端末1の電子カルテアプリケーション5では、ベッドサイド端末1に対応付けられた患者の診療情報のみ参照又は更新出来る事になる。」（段落【0118】）

「このように、本実施例における医療情報システムでは、ナースステーション等で、医療スタッフが利用していた電子カルテアプリケーションの状態を記憶しておき、ベッドサイド端末で電子カルテアプリケーションを起動した際、ナースステーション等での状態を再現することが出来る。しかも、ベッドサイド端末に対応付けられた患者に関する状態情報のみ再現する事が出来る。従って、医療スタッフがベッドサイドで診察する際に、回診予定の入院患者に関して事前に検討した事項を素早く想起させる事や、当該入院患者の診療情報への入力作業を素早くする事が出来る。更に、ベッドサイド端末では、当該ベッドサイド端末に対応付けられた患者以外の診療情報の参照や更新が出来ない為、患者にプライバシーに関わる診療情報を他人に見られる事を防止する。」（段落【0119】）

(2) 乙2公報の記載

乙2公報は、発明の名称を「ナースコールシステム」とする公開特許公報であり、その明細書の発明の詳細な説明には、以下の記載がある（乙2）。

「以下、本発明を具体化した実施の形態を、図面を参照して詳細に説明する。図1は本発明に係るナースコールシステムの一例を示す構成図であり、1はベッド毎に設置されて患者が看護師を呼び出して通話するためのナースコール子機、2は各病室の出入口に設置されて患者名表示部2aと患者からの呼出発生を報知する表示灯2bとを備えた廊下灯、3はナースステーションに設置されて患者からの呼び出しを報知し、患者と通話するためのナースコール親機、4は機器間の通信を制御する制御機、5はベッド毎に設置されて患者に対して各種情報を提供するためのベッドサイド端末、6は看護師が携行して患者からの呼び出しに応答するためのスマートフォン等の携帯端末、7は基地局8を介

して携帯端末 6 の通信を管理する交換機, 9 は患者情報や看護履歴を記憶する
ナースコールサーバ, 10 は医師が作成するカルテ (電子カルテ) や患者の処
方等が作成されるオーダーリングシステムである。」(段落【0013】)

「廊下灯 2, ナースコール親機 3, 制御機 4, ベッドサイド端末 5, ナース
コールサーバ 9, オーダーリングシステム 10 等はそれぞれ HUB 11 を介して
LAN 接続され, ナースコール子機 1 は病室毎に廊下灯 2 に伝送線 L1 を介し
て接続され, 交換機 7 は伝送線 L2 を介して制御機 4 に接続されている。」(段
落【0014】)

「ナースコール子機 1 は, 呼出ボタン 1a と壁面に設置されたプレート子機
1b を有し, プレート子機 1b は呼出ボタン 1a の接続部及び患者が看護師と
通話するための通話部を備えている。また, ナースコールサーバ 9 は, 看護記
録を蓄積する看護情報記憶部 9a を備えている。」(段落【0015】)

「図 2 は制御機 4 の回路ブロック図を示している。図 2 に示すように, 制御
機 4 は, 携帯端末 6 に看護師を関連付けた携帯端末／看護師対応テーブル記憶
部 41, 看護師に患者を関連付けた看護師／患者対応テーブル記憶部 42, ベ
ッドと患者との関連付けやベッドサイド端末 5 とベッド番号の関連付け等を
記憶する情報記憶部 43, ナースコール子機 1 とナースコール親機 3 との間の
通信やナースコール子機 1 と携帯端末 6 との間の通信等機器間の通信を制御
し, 更に制御機 4 を制御する制御機 CPU 44, ナースコール親機 3 や廊下灯
2 と LAN 通信するための通信インターフェース (通信 IF) 45 等を備えて
いる。」(段落【0016】)

「図 3 はベッドサイド端末 5 の回路ブロック図を示している。図 3 に示すよ
うに, ベッドサイド端末 5 は, 各種情報を表示するモニタ 51, モニタ 51 に
テレビ等の映像や画像を表示するための映像処理部 52, 表示操作や処置情報
の入力を行うためのタッチパネル 53, 表示画面や各種設定情報を記憶する表
示情報記憶部 54, ベッドサイド端末 5 全体を制御するベッドサイド端末 CP

U 5 5, 制御機 4 やナースコール親機 3 と L A N 通信するための通信インターフェース (通信 I F) 5 6 等を備えている。」(段落【0 0 1 7】)

「上記の如く構成されたナースコールシステムの動作は, 以下のようなものである。但し, ナースコール子機 1 から呼出操作してナースコール親機 3 から, 或いは
5 携帯端末 6 から応答する動作は従来と同様であるため説明を省略し, ここではベッドサイド端末 5 の動作, 特に処置記録の入力, 及び新規事項の表示に関して説明する。

本発明では, ベッドサイド端末 5 を使用して看護師による処置記録の入力が実施できるし, 携帯端末 6 から新規事項を入力してベッドサイド端末 5 に表示
10 させることができる。」(段落【0 0 1 8】)

「ベッドサイド端末 5 は, 基本動作としてオーダーリングシステム 1 0 において作成された電子カルテの情報や診察結果, 服薬情報, 更には食事のメニューや娯楽情報をタッチパネル 5 3 を操作することで閲覧可能となっている。但し, ベッドサイド端末 5 はベッド番号に関連付けられており (患者に関連付けられて
15 しており), ナースコールサーバ 9 に蓄積されている電子カルテや診察結果等を閲覧する場合は, 操作する患者に関する情報以外を閲覧することはできないようナースコールサーバ 9 が制御している。」(段落【0 0 1 9】)

「最初に, 処置記録を入力して看護履歴を更新する流れを説明する。例えば, 点滴が終了した場合を例にとると, 看護師により処置記録として「点滴が終了
20 しました」と入力されると, 入力された情報が看護履歴としてナースコールサーバ 9 に蓄積される一方, 関係付けられている携帯端末 6 に「点滴が終了しました」がメール送信される。」(段落【0 0 2 0】)

「以下, 具体的に説明する。まずベッドサイド端末 5 は, 患者が操作して患者に対して様々な情報を表示する患者操作モード状態にあるため, 看護師が使用する際には処置等のデータを入力することができる看護師操作モードに状態
25 を変更する。この操作は, 例えば看護師 I D をタッチパネルから入力するこ

とで変更される。その後は、タッチパネル 5 3 を操作して所定の入力操作を行い、「点滴が終了しました」を入力する。入力が完了すると、ベッドサイド端末 CPU 5 5 の制御により、メッセージから成る処置記録が制御機 4 に送信される。尚、看護師操作モード状態は、所定の時間が経過したら患者操作モードへ移行する。」(段落【0021】)

「この処置記録を受信した制御機 4 は、制御機 CPU 4 4 の制御により受信した情報が特定の患者に対する処置記録であることを認識して、合わせて送信されたベッドサイド端末 5 の ID 情報を基に、ベッドサイド端末 5 に関連付けられている患者情報を情報記憶部 4 3 から読み取り患者を特定する。そして、

特定した患者情報と合わせて処置記録をナースコールサーバ 9 に送信する。

この処置記録を受信したナースコールサーバ 9 は、看護情報記憶部 9 a に記憶されている看護記録を受信した処置記録を追加して更新する。この結果、ベッドサイド端末 5 から入力された患者の処置記録は、ナースコールサーバ 9 に記録されている看護記録に追加記録され、看護記録が一元管理される。」(段落【0022】)

(3) 上記(1)によれば、乙 1 公報の実施例 2 には、以下の構成を有する発明が記載されている。

ア 医療スタッフが医療スタッフ識別子をベッドサイド端末に入力し、電子カルテアプリケーション起動ボタンが選択されると、ベッドサイド端末から、電子カルテサーバにベッドサイド端末識別子及び医療スタッフ識別子が送出される。

イ 電子カルテサーバは、予めベッドサイド端末識別子と患者名(患者識別子)とを関連付けて記憶している。

ウ 電子カルテサーバは、上記アのベッドサイド端末識別子及び医療スタッフ識別子を受信すると、上記イを参照してベッドサイド端末識別子に対応する患者名を取得する。

エ 電子カルテサーバは、患者名を取得すると、受信した医療スタッフ識別子と患者名の組合せに対応し、医師が使用する診療情報の状態情報があらかじめ電子カルテサーバ内に記憶されているか否かを判定し、状態情報が記憶されている場合には、状態情報を取得して、ベッドサイド端末に送信し、ベッドサイド端末は、これを表示装置に表示する。

(4) 本件発明 1-1 と乙 1 公報に記載された電子カルテサーバとの対比

本件発明 1-1 と乙 1 公報の実施例 2 に記載された電子カルテサーバ（以下「乙 1 電子カルテサーバ」ということがある。）は、いずれも、①「看護師または医師を識別するための第 1 医師等識別情報を前記端末装置から取得する第 2 取得部」、②「患者の医療情報のうち前記看護師または前記医師が必要とする医療情報を含む表示画面を、前記端末装置へ出力する第 2 出力部」を具備する情報処理装置である点においては一致しているが、少なくとも、以下の点において相違している。

ア 相違点 1

本件発明 1-1 に係る情報処理装置は、ベッドサイド端末から送信された患者識別情報とあらかじめ記憶部に記憶されている患者識別情報が一致するか否かを判定するのに対し、乙 1 電子カルテサーバは、ベッドサイド端末から受信したベッドサイド端末識別子に基づいて、これとあらかじめ関連付けて記憶されている患者名を取得するものであり、「患者を識別するための第 1 患者識別情報を端末装置より取得する第 1 取得部」（構成要件 1-1 A）、「前記第 1 患者識別情報と、患者を識別する情報としてあらかじめ記憶された第 2 患者識別情報とが一致するか否かを判定する第 1 判定部」（構成要件 1-1 B）に係る構成を具備していない点

イ 相違点 2

乙 1 電子カルテサーバは、医療スタッフ識別子をベッドサイド端末から受信するものの、上記アのとおり第 1 判定に係る構成を具備していないため、

「前記第 1 判定部で一致すると判定された場合」（構成要件 1－1 D）に係る構成を具備していない点

ウ 相違点 3

本件発明 1－1 に係る情報処理装置は、ベッドサイド端末から送信された医療スタッフ識別情報とあらかじめ記憶されている医療スタッフ識別情報が一致するか否かを判定するのに対し、乙 1 電子カルテサーバは、受信した医療スタッフ識別子と患者識別子の組合せに対応する状態情報があらかじめ電子カルテサーバ内に記憶されているか否かを判定するものであり、「前記第 1 医師等識別情報と、看護師または医師を識別する情報としてあらかじめ記憶された第 2 医師等識別情報とが一致するか否かを判定する第 2 判定部」（構成要件 1－1 E）に係る構成を具備していない点

(5) 各相違点の認定について

ア 相違点 1 及び 2

被告は、乙 1 電子カルテサーバにおいては、ベッドサイド端末識別子と患者名が対応しており、「ベッドサイド端末識別子」が「第 1 患者識別情報」及び「第 2 患者識別情報」に相当するとして、相違点 1 及び 2 は存在しないと主張する。

しかし、本件発明 1－1 の患者識別情報は、患者を識別するための情報であり、患者名や患者 ID などの当該患者に固有の情報である。これに対し、乙 1 公報のベッドサイド端末識別子は、ベッドサイド端末を識別するためのものであり、当該ベッドサイド端末に固有の情報という。したがって、両者は異なる概念であり、乙 1 公報のベッドサイド端末識別子は「患者識別情報」には該当するとはいえない。更に、乙 1 電子カルテサーバにおいては、あらかじめベッドサイド端末識別子と患者名（患者識別子）が関連付けられているところ、そのベッドサイド端末識別子と患者識別子の関連付けやその判定に係る構成については何ら開示していない（相違点 1）。

また、本件発明 1－1 が第 1 判定において一致すると判定された場合に医療スタッフ認証である第 2 判定をするのに対し、乙 1 電子カルテサーバでは、ベッドサイド端末識別子に基づいて、同識別子とあらかじめ関連付けて記憶されている患者名を取得するものであり、第 1 判定がされているとはいえず、
5 本件発明 1－1 の第 1 判定部で一致すると判定された場合（構成要件 1－1 D）に係る構成を有しない（相違点 2）。

イ 相違点 3

被告は、乙 1 公報には「状態情報」が患者ごとに記録されていることを根拠に、患者名に対応する状態情報の存在の有無と医療スタッフ識別子の存在
10 の有無とは別であり、乙 1 電子カルテサーバは、「医療スタッフ識別子が存在するか否か」及び「患者名に対応する状態情報が存在するか否か」をそれぞれ判定するとして、相違点 3 は存在しないと主張する。

しかし、乙 1 公報において、状態情報は、利用者 ID、患者名等を総称するものとされて（段落【0091】）、図 9 では、利用者（医師名等）と患者
15 名の組合せが示され、また、「利用者 ID 及び患者名に対応する状態情報」（段落【0103】）として、医師名等の利用者 ID と患者名の組合せごとに情報が記録されていることが示されている。乙 1 公報における「医療スタッフ識別子、及び、患者名に対応する状態情報が存在するか否かを判定する（S
8－4）」（段落【0109】）とは、医療スタッフ識別子と患者名の組合せに
20 対応する状態情報が存在するか否かを判定することを意味し、乙 1 電子カルテサーバは、この組合せに対応する状態情報が存在する場合に、その状態情報を取得してベッドサイド端末に表示しているものと解される。これに対し、
本件発明 1－1 は、第 1 判定とは別に、端末装置が取得した第 1 医師等識別
25 情報とあらかじめ記憶された第 2 医師等識別情報が一致するかを判定している。そうすると、これらの点で本件発明 1－1 と乙 1 電子サーバは異なっており、相違点 3 を認めることができる。

(6) 相違点 1 について

乙 1 電子カルテサーバは、医療スタッフがベッドサイド端末で電子アプリケーションを利用する際に当該患者に関する診療情報のみ参照等することができ、またベッドサイドでの診察時に素早く操作することができるようにするものであり、ベッドサイド端末識別子と患者名があらかじめ関連付けて記憶されている。

しかし、乙 1 電子カルテサーバでは、ベッドサイド端末識別子と患者名があらかじめ関連付けて記憶されているものの、その関連付けの方法についての記載はない。本件発明 1－1 は、構成要件 1－1 A 及び構成要件 1－1 B の構成により患者の識別に関する第 1 判定をするものであるところ、乙 1 公報には、それらの構成についての記載がなく、また、相違点 1 に係る本件発明 1－1 の構成をとることについての示唆もない。

乙 2 公報には前記(2)の記載があり、ベッドサイド端末はベッド番号（患者）に関連付けられていて、患者はベッドサイド端末を操作して様々な情報を閲覧することができるが、一定の情報以外を閲覧することはできないように制御されている。そして、看護師が、看護師 ID をタッチパネルから入力することで看護師操作モードに変更され、ベッドサイド端末の ID 情報を基に、ベッドサイド端末に関連付けられている患者情報を情報記憶部から読み取ることにより患者を特定し、特定した患者情報とともに処置記録をナースコールサーバ 9 に送信してナースコールサーバが看護情報記憶部に記憶されている看護記録を受信した処置記録を追加して更新する技術が記載されている。

乙 2 公報に記載された技術では、ベッドサイド端末とベッド番号との関連付けを通じてベッドサイド端末と患者とが関連付けられているが、それらの関連付けがどのようにされるのかについては、開示も示唆もない。したがって、乙 2 公報に相違点 1 に係る本件発明 1－1 の構成が記載されているとはいえない。

以上によれば、乙 1 公報に記載された発明に対し、相違点 1 に係る本件発明 1－1 の構成を組み合わせたことが当業者にとって容易に想到できたとは直ちにはいえず、また、乙 1 公報に記載された発明に対して乙 2 公報に記載された技術を組み合わせても、相違点 1 に係る本件発明 1－1 の構成をとることにはならない。

したがって、乙 1 公報に記載された発明と乙 2 公報に記載された技術によって、相違点 1 に係る本件発明 1－1 の構成をとることを容易に想到することができたとはいえない。

(7) 相違点 3 について

ア 乙 1 電子カルテサーバにおいては、「医療スタッフ識別子と患者名の組合せに対応する状態情報が存在するか否かを判定する」ことが記載されているが、相違点 3 に係る本件発明 1 の構成は記載されていない。そして、乙 1 公報に記載された発明は、医療スタッフ識別子と患者名の組合せに対応する状態情報を利用する発明であるところ、その状態情報を本件発明 1－1 の看護師又は医師を識別するための識別情報とすることについての示唆はないし、その状態情報を本件発明 1－1 の識別情報とすることについての動機があることを認めるに足りる証拠はない。

他方、乙 2 公報には、患者操作モードから看護師操作モードに移行する際、看護師 ID をタッチパネルからベッドサイド端末に入力するという構成が開示されているが、看護師操作モードに移行するまでにどのような情報処理がされているかについての具体的な記載はない。

これらによれば、乙 1 公報の状態情報を相違点 3 に係る本件発明 1－1 の構成とすることが当業者にとり容易にできたとは直ちにはいえず、また、乙 2 公報には、本件発明 1－1 の第 2 判定に係る本件発明 1 の構成が記載されていないから、乙 1 公報に記載された発明に乙 2 公報に記載された技術を組み合わせたとしても、相違点 3 に係る本件発明 1 の構成に容易に想到するこ

とができたとはいえない。

イ 被告は、医療情報システムにより医療情報に対し医療従事者がアクセスするには、アクセス権限を有することは技術常識であり、乙2公報に記載された技術において看護師がベッドサイド端末に対応する患者の医療情報にアクセスする正当な権限を有していることを認証するために看護師IDを入力することを要することは明らかである旨主張して、特開平10-49604号公報(乙7)、特開平11-184956号公報(乙8)、乙9公報、乙1公報、乙6公報等の記載を指摘する。

しかし、仮にそれらの公報に、医療情報システムにより医療情報に医療従事者がアクセスするにはアクセス権限が必要であることが記載されていたとしても、乙1公報に記載された医療スタッフ識別子と患者名の組合せに対応する状態情報について、乙1公報には本件発明1-1の看護師又は医師を識別するための識別情報とすることについての示唆がなく、乙1公報に記載された発明に対して相違点3に係る本件発明1-1の構成を組み合わせることについての動機付けがないことは上記のとおりである。また、乙2公報には、本件発明1-1の第2判定に係る構成が記載されていない。ここでは、乙1公報に記載された発明に対して乙2公報に記載された技術を容易に組み合わせられたか否かが問題となっている。仮に被告指摘の事実によって乙2公報に対して被告指摘の公報記載の技術を組み合わせることが容易に想到することができたとしても、乙2公報に、相違点3に係る本件発明1-1の構成が記載されているとはいえないし、また、それが記載されているに等しいともいえない。したがって、乙1電子カルテサーバの発明に対して、乙2公報に記載の技術を組み合わせても、当業者が相違点3に係る本件発明1-1の構成に容易に想到することができたとはいえない。

(8) 以上によれば、乙1公報に記載された発明に対し乙2公報記載の技術等を組み合わせれば本件発明1-1の構成に容易に想到することができたとする被

告の主張には理由がない。

- (9) 本件発明 1－2 は、本件発明 1－1 の各構成及び構成要件 1－2 G の構成を有する情報処理装置の発明であるところ、本件発明 1－1 について、乙 1 公報に記載された発明に乙 2 公報記載の技術等を組み合わせれば本件発明 1－1 の構成に容易に想到することができたとする被告の主張には理由がないから、
5 本件発明 1－2 についても、当業者がその構成に容易に想到することができたとする被告の主張には理由がない。

本件発明 1－1 の情報処理装置は、本件発明 1－7 の情報処理プログラムを有しているといえるところ、乙 1 電子カルテサーバは、乙 1 電子カルテサーバの処理に対応する情報処理プログラムを有しているといえる。そうすると、本件発明 1－7 の情報処理プログラムと乙 1 電子カルテサーバの情報処理プログラムは、少なくとも、前記(4)の相違点に対応する情報処理プログラムについての相違点があるといえる。そして、前記(6)及び(7)で述べたところと同様の理由により、乙 1 公報に記載された発明に乙 2 公報記載の技術等を組み合わせれば本件発明 1－7 の構成に容易に想到することができたとする被告の主張には理由がない。
10
15

本件発明 1－1 の情報処理装置は、本件発明 1－8 の端末装置を有するといえるところ、乙 1 電子カルテサーバのベッドサイド端末は、乙 1 電子カルテサーバの処理に対応する端末であるといえる。そうすると、本件発明 1－8 の端末装置と乙 1 電子カルテサーバのベッドサイド端末は、少なくとも、前記(4)の相違点に対応する相違点があるといえる。そして、前記(6)及び(7)で述べたところと同様の理由により、乙 1 公報に記載された発明に乙 2 公報記載の技術等を組み合わせれば本件発明 1－8 の構成に容易に想到することができたとする被告の主張には理由がない。
20

本件発明 1－8 の端末装置は、本件発明 1－10 の情報処理プログラムを有しているといえるところ、乙 1 電子カルテサーバのベッドサイド端末は、乙 1
25

電子カルテサーバのベッドサイド端末の処理に対応する情報処理プログラムを有しているといえる。そうすると、本件発明 1－10 の情報処理プログラムと乙 1 電子カルテサーバのベッドサイド端末の情報処理プログラムは、少なくとも、前記(4)の相違点に対応する情報処理プログラムについての相違点があるといえる。そして、前記(6)及び(7)で述べたところと同様の理由により、乙 1 公報に記載された発明に乙 2 公報記載の技術等を組み合わせれば本件発明 1－10 の構成に容易に想到することができたとする被告の主張には理由がない。

7 本件発明 2 は、いずれも乙 1 公報に記載された発明に基づき容易に想到することができたか（争点 6）について

10 被告は、本件発明 2 は、いずれも、出願当時、乙 1 公報の実施例 2 に記載された発明に乙 2 公報に記載された技術をはじめとする公知技術を適用することによって、当業者が容易に想到し得たものであるから、進歩性を欠いており、無効とされるべきであると主張する。

(1) 乙 1 公報の記載事項

15 乙 1 公報は、発明の名称を「医療情報システム」とする公開特許公報であり、その特許請求の範囲及び明細書の発明の詳細な説明には、前記 6(1)の記載がある。これによると、乙 1 公報の実施例 2 には、以下の発明が記載されている。

① 医療スタッフが医療スタッフ識別子をベッドサイド端末に入力し、電子カルテアプリケーション起動ボタンが選択されると、ベッドサイド端末から、電子カルテサーバにベッドサイド端末識別子及び医療スタッフ識別子が送出される。

② 電子カルテサーバは、予めベッドサイド端末識別子と患者名（患者識別子）とを関連付けて記憶している。

③ 電子カルテサーバは、上記①のベッドサイド端末識別子及び医療スタッフ識別子を受信すると、上記②を参照してベッドサイド端末識別子に対応する患者名を取得する。

④ 電子カルテサーバは、患者名を取得すると、受信した医療スタッフ識別子と患者名の組合せに対応し、医師が使用する診療情報の状態情報があらかじめ電子カルテサーバ内に記憶されているか否かを判定し、状態情報が記憶されている場合には、状態情報を取得して、患者の診療情報を更新することができる情報をベッドサイド端末に送信し、ベッドサイド端末では、患者の診療情報を更新することができる。

(2) 本件発明 2-1 と乙 1 公報の実施例 2 に記載された乙 1 電子カルテサーバは、いずれも、①「看護師または医師を識別するための第 2 識別情報を前記端末装置から取得する第 2 取得部」、②「患者の状態に関する状態情報の入力を受け付けるための入力画面を前記端末装置へ出力する第 2 出力部」を具備する情報処理装置である点においては一致しているが、少なくとも、以下の点において相違している。

ア 相違点 1

本件発明 2-1 に係る情報処理装置は、ベッドサイド端末から送信された患者の識別情報とあらかじめ記憶部に記憶されている患者の識別情報が一致するか否かを判定するのに対し、乙 1 電子カルテサーバは、ベッドサイド端末から受信したベッドサイド端末識別子に基づいて、これとあらかじめ関連付けて記憶されている患者名を取得するものであり、「患者を識別するための第 1 識別情報を端末装置より取得する第 1 取得部」（構成要件 2-1 A）、「前記第 1 識別情報と、患者を識別する情報として予め記憶部に記憶された第 1 識別情報とが一致するか否かを判定する第 1 判定部」（構成要件 2-1 B）に係る構成を具備していない点

イ 相違点 2

乙 1 電子カルテサーバは、医療スタッフ識別子をベッドサイド端末から受信するものの（一致点①）、上記アのとおり第 1 判定に係る構成を具備していないため、「前記第 1 識別情報が一致すると判定した場合」（構成要

件 2－1 D) に係る構成を具備していない点

ウ 相違点 3

本件発明 2－1 に係る情報処理装置は、ベッドサイド端末から送信された医療スタッフ識別情報とあらかじめ記憶されている医療スタッフ識別
5 情報が一致するか否かを判定するのに対し、乙 1 電子カルテサーバは、受信した医療スタッフ識別子と患者識別子の組合せに対応する状態情報があらかじめ電子カルテサーバ内に記憶されているか否かを判定するものであり、「前記第 2 識別情報と、前記記憶部に看護師または医師を識別する
10 情報として予め記憶された第 2 識別情報とが一致するか否かを判定する第 2 判定部」(構成要件 2－1 E) に係る構成を具備していない点

(3) 上記各相違点の認定について

上記各相違点は、本件発明 1－1 と乙 1 電子カルテサーバの相違点と実質的に同じである。被告は、上記各相違点が認められない旨主張するが、前記 6(5)に述べたところと同じ理由によりその主張には理由がなく、上記各相違点が認め
15 られる。

(4) 乙 2 公報の記載は、前記 6(2)のとおりである。そして、前記 6(6), (7)と同様の理由により、乙 1 電子カルテサーバの発明に対して、乙 2 公報に記載の技術を組み合わせても、当業者は、少なくとも相違点 1 及び 3 に係る本件発明 2－1 の構成に容易に想到することができたとはいえない。

したがって、乙 1 公報に記載された発明に乙 2 公報記載の技術等を組み合わせれば本件発明 2－1 の構成に容易に想到することができたとする被告の主張には理由がない。

(5) 本件発明 2－2 は、本件発明 2－1 の各構成及び構成要件 2－2 H の構成を有する情報処理装置の発明であるところ、本件発明 2－1 について、乙 1 公報
25 に記載された発明に乙 2 公報記載の技術等を組み合わせれば本件発明 2－1 の構成に容易に想到することができたとする被告の主張には理由がないから、

本件発明 2-2 についても、当業者がその構成に容易に想到することができたとする被告の主張には理由がない。

5 本件発明 2-1 の情報処理装置は、本件発明 2-4 の情報処理プログラムを有しているといえるところ、乙 1 電子カルテサーバは、乙 1 電子カルテサーバの処理に対応する情報処理プログラムを有しているといえる。そうすると、本件発明 2-4 情報処理プログラムと乙 1 電子カルテサーバの情報処理プログラムは、少なくとも、前記(2)の相違点に対応する情報処理プログラムについての相違点があるといえる。そして、前記(4)で述べたところと同様の理由により、乙 1 公報に記載された発明に乙 2 公報記載の技術等を組み合わせれば本件発明 2-4 の構成に容易に想到することができたとする被告の主張には理由がない。

10 本件発明 2-1 の情報処理装置は、本件発明 2-5 の端末装置を有するといえるところ、乙 1 電子カルテサーバのベッドサイド端末は、乙 1 電子カルテサーバの処理に対応する端末であるといえる。そうすると、本件発明 2-5 の端末装置と乙 1 電子カルテサーバのベッドサイド端末は、少なくとも、前記(2)の相違点に対応する相違点があるといえる。そして、前記(4)で述べたところと同様の理由により、乙 1 公報に記載された発明に乙 2 公報記載の技術等を組み合わせれば本件発明 2-5 の構成に容易に想到することができたとする被告の主張には理由がない。

15 本件発明 2-5 の端末装置は、本件発明 2-7 の情報処理プログラムを有しているといえるところ、乙 1 電子カルテサーバのベッドサイド端末は、乙 1 電子カルテサーバのベッドサイド端末に対応する情報処理プログラムを有しているといえる。そうすると、本件発明 2-7 の情報処理プログラムと乙 1 電子カルテサーバのベッドサイド端末の情報処理プログラムは、少なくとも、前記(2)の相違点に対応する情報処理プログラムについての相違点があるといえる。そして、前記(4)で述べたところと同様の理由により、乙 1 公報に記載された発

明に乙 2 公報記載の技術等を組み合わせれば本件発明 2－7 の構成に容易に想到することができたとする被告の主張には理由がない。

8 被告は、第 1 判定と第 2 判定の関係について被告が主張する解釈をせず、第 1 判定が行われた後に第 2 判定が行われれば足りると解釈すると、本件発明 1－1
5 が無効になるか、被告製品について被告の先使用权を認めることになることを根拠に、第 1 判定と第 2 判定との関係について、被告主張のとおり解釈すべきであり、また、本件発明 1 及び本件発明 2 の各発明について同様であると主張して、その根拠として乙 6 公報の記載、乙 2 公報の記載、乙 3 公報の記載、乙 9 公報の記載を指摘し、また、被告が納入したシステムを指摘する（被告は、これを構成要件の解釈についての主張として主張する。）。
10

前記 2(1)ア(エ)のとおり、本件発明 1－1 の第 1 判定と第 2 判定との関係は、特許請求の範囲及び明細書の記載によって解釈されるものであるが、念のため、被告が主張する文献に記載された発明や被告が納入したシステムを見ても、これらに本件発明 1－1 と同じ構成が記載等されているとはいえず、技術常識等によつて、第 1 判定と第 2 判定について、被告主張のように解されるものではない。また、本件発明 1－1 以外の本件発明 1 及び本件発明 2 についても同様である。
15

(1) 乙 6 公報は、発明の名称を「常時表示型医療情報表示システム」とする公開特許公報である。その特許請求の範囲及び明細書の発明の詳細な説明の記載によれば、乙 6 公報には、医療情報表示システムが記載されていて、その常時表示型医療情報表示システムは、①患者が必要とする医療情報を端末装置に表示するには、端末装置が患者識別情報を取得してこれが情報処理装置に送信され、情報処理装置において、端末装置から受信した患者識別情報とあらかじめ記憶されている患者識別情報とが一致すると判定されることが必要であり、②医療スタッフが必要とする医療情報を端末装置に表示するには、端末装置が医療スタッフ識別情報を取得してこれが情報処理装置に送信され、情報処理装置において、端末装置から受信した医療スタッフ識別情報と予め記憶されている医療
20
25

スタッフ識別情報とが一致すると判定されることが必要であるというものである。

ここで、本件発明 1－1 においては、医療スタッフが必要とする医療情報を表示用端末に表示するためには、医療スタッフ認証である第 2 判定に先行して、患者認証である第 1 判定で一致すると判定されることが必要であり、第 1 判定で一致すると判定されて初めて第 2 判定がされ、第 2 判定で一致すると判断されて患者の医療情報のうち医師等が必要とされる医療情報が当該端末装置に表示される。これに対し、乙 6 公報に記載された医療情報表示システムは、患者認証といえる上記①の判定と、医療スタッフ認証といえる上記②の判定とについて、時間的な先後関係や条件について特段の限定はなく、表示用端末に電源を入力することによって表示される初期画面から上記①の判定を経ずに上記②の判定がされて医療スタッフが医療情報を表示させることができる。乙 6 公報の、医療スタッフ認証後に「1 又は複数」の患者の医療情報が表示される（段落【0052】）との記載によっても、乙 6 公報に記載された医療情報表示システムでは、医療スタッフが必要とする医療情報を端末装置に表示するためにされる医療スタッフ認証前に、当該端末装置について患者認証がされている必要はない。

以上によれば、本件発明 1－1 と乙 6 公報に記載された医療情報表示システムとは、少なくとも上記の点において相違している。

(2) 乙 2 公報には、前記 6(2)の記載があり、患者の医療情報を表示するベッドサイド端末の発明が記載されている。

しかし、本件発明 1－1 は、患者認証に係る第 1 判定について、端末装置に患者の医療情報を表示するための操作として、端末装置が取得した患者識別情報が情報処理装置に送信され、情報処理装置が、同情報とあらかじめ記憶された患者識別情報とが一致するか否かを判定するという構成を有するものであり、その端末もそれに応じた構成を有する。これに対し、乙 2 公報には、ベッ

ドサイド端末とベッド番号との関連付けを通じてベッドサイド端末と患者とが関連付けられるとのみ記載されており、ベッドサイド端末が患者に対して医療情報等を表示する患者操作モードとなるために必要な操作が開示されておらず、ベッドサイド端末と患者との関連付けがどのようにされるについての記載はない。

また、本件発明 1－1 は、ベッドサイド端末に当該ベッドを使用する患者の医療情報のうち医療スタッフ等が必要とする情報を表示するための操作として、患者認証である第 1 判定の後に、医療スタッフ認証である第 2 判定として、情報端末が取得した医療スタッフ識別情報が情報処理装置に送信され、情報処理装置が、同情報とあらかじめ記憶された医療スタッフ識別情報とが一致するか否かを判定するという構成を有するものであり、その端末もそれに応じた構成を有する。これに対し、乙 2 公報においては、看護師操作モードに状態を変更するための操作として、看護師 ID をタッチパネルから入力するとされているにとどまり、看護師操作モードに変更される際に、どのような情報処理がされるのかが開示されていない。

これらによれば、本件発明 1－1 の端末と乙 2 公報に記載されたベッドサイド端末は、少なくとも上記の点において相違している。

- (3) 乙 3 公報は、発明の名称を「病床用情報端末装置」とする公開特許公報である。その特許請求の範囲及び明細書の発明の詳細な説明によれば、乙 3 公報には、①病床用情報端末装置は、固有の病床 ID 番号を有しており、患者に対して入院時に割り当てられる ID 番号と病床用情報端末装置の ID 番号とは医療データサーバ装置において関連付けられており、②看護婦が病床用情報端末装置を使用する場合、看護婦が、上記①の関連付けがなされて待機画面を表示している病床用情報端末装置に、当該看護婦の ID 番号を記憶して当該 ID 番号を電波出力するカードを、病床用情報端末に設けられた使用者識別手段に近接させ、使用者識別手段が看護婦の ID 番号を獲得すると、病床用端末に設け

られたデータ処理手段（プログラム実行選択部）において、使用者識別手段が取得した I D 番号に基づいて使用者の名前及び属性を判断し、看護婦という使用者の属性に応じた画面、例えば患者の生体情報データ等の医療情報を表示し、
③患者が病床用情報端末装置を使用する場合、患者が、上記①の関連付けがな
5 されて待機画面を表示している病床用情報端末装置に、当該患者の I D 番号を記憶して当該 I D 番号を電波出力するカードを、病床用情報端末に設けられた使用者識別手段に近接させ、使用者識別手段が患者の I D 番号を獲得すると、病床用端末に設けられたデータ処理手段（プログラム実行選択部）において、使用者識別手段が取得した I D 番号に基づいて使用者の名前及び属性を判断
10 し、患者の検査のスケジュール等の患者向けの医療情報を表示する発明が記載されている。

ここで、本件発明 1－1 においては、医療スタッフが必要とする医療情報を情報端末に表示するには、情報端末が患者識別情報を取得し、情報処理装置において同情報とあらかじめ記憶されている患者識別情報とが一致するか否かを判定するという形で、第 1 判定において一致するとの判定がされて患者認証
15 がされている必要があり、その端末もそれに応じた構成を有する。これに対し、乙 3 公報に記載された病床用情報端末装置においては、病床用情報端末に医療スタッフが必要とする医療情報を表示するには、初期画面の状態（患者の I D と病床用情報端末装置の病床 I D とを医療データサーバ装置において関連付けることで表示される）にある病床用情報端末が医療スタッフ識別情報を取得し、同情報に基づいて使用者の名前や属性を判断することで足り、上記のような形での患者認証を先行させる必要はない。

本件発明 1－1 の端末装置と乙 3 公報に記載された病床用情報端末装置は、少なくとも、上記の点において相違している。

25 (4) 乙 9 公報（乙 9）は、発明の名称を「ベッドサイド情報システム」とする公開特許公報である。その特許請求の範囲の記載及び発明の詳細な説明によれば、

乙 9 公報には、表示装置を含むベッドサイド端末は、同端末に入力された患者識別情報又は医療スタッフ識別情報を認識し、取得した患者識別情報又は医療スタッフ識別情報をサーバに向けて送出し、サーバは、ベッドサイド端末から送信された上記の識別情報が正当な識別情報であるか否かを認証し、識別情報が正当なものであると認証された場合には、識別情報に対応する診療情報をベッドサイド端末に送出し、患者識別情報の認証がされた場合には、ベッドサイド端末は診療予定（服薬、検査）や経過情報（検査結果、バイタルサイン）等の診療情報を表示装置に表示し、医療スタッフ識別情報の認証がされた場合には、バイタルサインや投薬・検査結果等の診療情報を表示装置に表示する発明が記載されている。このような乙 9 公報のベッドサイド情報システムにおいては、①患者が必要とする医療情報を端末装置に表示するには、端末装置が患者識別情報を取得してこれが情報処理装置に送信され、情報処理装置において正当な識別情報であると判定されることが必要であり、②医療スタッフが必要とする医療情報を端末装置に表示するには、端末装置が医療スタッフ識別情報を取得してこれが情報処理装置に送信され、情報処理装置において正当な識別情報であると判定されることが必要であるといえる。

ここで、本件発明 1－1 においては、医療スタッフが必要とする医療情報を表示用端末に表示するためには、医療スタッフ認証に係る第 2 判定に先行して第 1 判定で一致すると判定されて患者認証がされていることが必要である。これに対し、乙 9 公報には、患者認証（上記①）と医療スタッフ認証（上記②）との時間的な先後関係や条件について特段の限定をする旨の記載はなく、乙 9 公報の実施例にはメインメニューから医療スタッフ認証をして医療スタッフ向けの情報を表示させる構成が記載されていて、乙 9 公報に記載されている発明は、本件発明 1－1 の第 1 判定に対応する患者認証をしなくとも、医療スタッフ認証をすることによって医療スタッフが必要とする医療情報を表示させることができる発明であるといえる。また、メインメニューの表示の前に患者と

ベッドサイド端末との関連付けがされているとしても、その関連付けに係る構成が本件発明 1－1 の第 1 判定に係る構成を有することの開示はないし、その関連付けは直接は患者向けの診療情報を端末装置に表示することに向けられたものではない。

5 本件発明 1－1 の端末装置と乙 9 公報のベッドサイド端末は、少なくとも上記の点において相違していると認められる。

(5)ア 乙 1 3 は、被告が佐久総合病院に宛てて作成したピクトグラムシステム要件確認書と題する書面であり、同システムの機能の一覧や同システムにおける画面の表示等が記載された 17 頁の書面である。この乙 1 3 によれば、被告が、
10 平成 26 年 3 月に佐久総合病院に納入したピクトグラムシステムである乙 1 3 システムの構成の概要は、一応、以下のとおりのもものと認められる。

① 乙 1 3 システムのベッドサイド端末は、患者とベッドサイド端末とが関連付けられていない場合、カレンダー画面を表示している。

② カレンダー画面の時刻表示部分をタップすると、ベッドサイド端末にはスタッフ認証画面が表示される。
15

③ 上記②のスタッフ認証画面でスタッフカードのバーコードを読ませるとスタッフベッドサイド用メニューが表示され、そこには「患者登録」、「患者登録解除」、「ピクトグラム編集」という三つのボタンがある。

④ 上記③のボタンの中から「患者登録」をタップすると、患者端末登録画面が表示されるので、患者のリストバンドのバーコードを読ませると、患者番号をベッドサイド端末に登録し、患者ピクトグラム画面が表示され、メイン画面には患者の氏名、時刻、主治医、受持看護師、入院日のほか、看護支援のためのピクトグラムが表示され、サブ画面には、直近の手術実施日等が記載されている。
20

⑤ 患者ピクトグラム画面のメイン画面の時刻部分をタップすると、スタッフ認証画面が表示されるので、そこでスタッフカードのバーコードを読ま
25

せると、スタッフベッドサイド用メニューが表示され、そこには「患者登録」、「患者登録解除」、「ピクトグラム編集」という3つのボタンがある。

⑥ 上記⑤のボタンの中から「ピクトグラム編集」というボタンをタップすると、ピクトグラムの編集画面が表示され、スタッフはピクトグラムを編集する。

イ 上記アによれば、乙13には、①ベッドサイド端末に患者又は医療スタッフの識別情報を入力することにより患者認証又は医療スタッフ認証をすることや、その認証の主体に応じた情報をベッドサイド端末に表示すること、②医療スタッフ向けの情報をベッドサイド端末に表示させるためには、患者認証を先行させることが記載されているといえる。

ここで、本件発明1-1は、患者認証である第1判定で一致すると判定された後に医療スタッフ認証である第2判定がされ、第2判定で一致すると判定された場合に、前記看護師または医師が必要とする医療情報を含む表示画面を出力、表示することに係る構成を有するものであり、その表示画面に出力、表示される「医療情報」(構成要件1-1F)は、前記2(2)アのとおり、当該患者に対して看護師又は医師が医療行為を行うために必要とする、当該患者に関する情報である。これに対し、本件証拠上、乙13システムにおいては、医療スタッフ認証後、「患者登録」、「患者登録解除」、「ピクトグラム編集」という3つのボタンがベッドサイド端末に表示され、医療スタッフは、「ピクトグラム編集」を選択して、患者用画面において表示されるピクトグラムを適宜追加・修正・削除することができる。しかし、乙13によれば、スタッフベッドサイド用メニューで表示されるのはピクトグラムの編集画面であって、その画面は、当該患者に対して看護師又は医師が医療行為を行うために必要とする、当該患者に関する情報である「医療情報」(構成要件1-1F)を表示しているものであるとは認められない。

以上によれば、乙13システムは、本件発明1-1と同じ構成を有していた

とは認められない。本件発明 1－1 以外の本件発明 1 も、いずれも第 2 判定で一致すると判定された後に上記「医療情報」を表示することに係る構成を有するから、乙 1 3 システムが、本件発明 1 と同じ構成を有していたとは認められない。また、本件発明 2 は、いずれも、第 2 判定で一致すると判定された場合、
5 患者の状態に関する状態情報の入力を受け付けるための入力画面を出力、表示することに係る構成を有するものである。しかし、乙 1 3 システムにおいては、そのような状態情報の入力画面を出力、表示することに係る構成を有していたと認めるに足りない。そうすると、乙 1 3 システムが、本件発明 2 と同じ構成を有していたとは認められない。

10 なお、乙 1 3 には、上記アのような乙 1 3 システムの要件ないし概要が記載されているが、乙 1 3 システムが具体的にどのような構成を有していたかの記載はなく、本件特許 1 及び本件特許 2 の基準日までに、乙 1 3 システムが、上記の処理に関して備えていた具体的な構成を直ちに認めることができるものとはいえない。

15 第 4 結論

以上によれば、被告による被告製品の生産、譲渡等は原告の本件両特許権を侵害するから、原告は、被告に対し、特許法 1 0 0 条 1 項に基づき被告製品の生産等の差止めを請求することができるとともに、同条 2 項に基づき、侵害行為を組成した被告製品及びその半製品の廃棄を請求することができる。

20 よって、原告の請求は、理由があるからこれをいずれも認容することとし、主文第 1 項及び第 2 項に係る仮執行宣言の申立てはいずれも相当ではないのでこれを付さないこととして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第 4 6 部

裁判長裁判官

柴 田 義 明

裁判官安岡美香子及び裁判官古川善敬は、転勤のため署名押印できない。

5

裁判長裁判官

柴 田 義 明

別紙

物件目録

「医療看護支援ピクトグラムシステム」（それを構成する情報処理装置，その情報処
5 理プログラム，端末装置及びその制御プログラムを含む。）

10

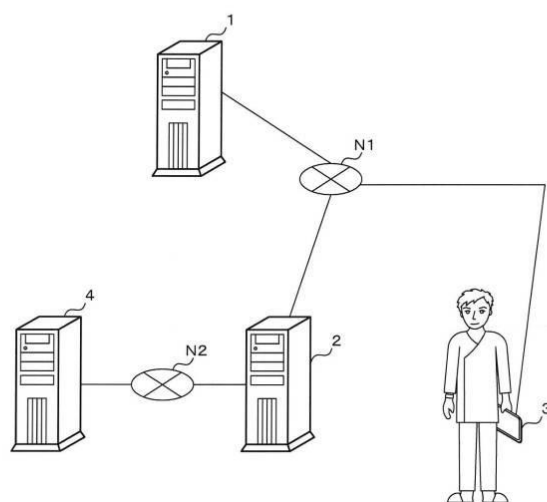
15

20

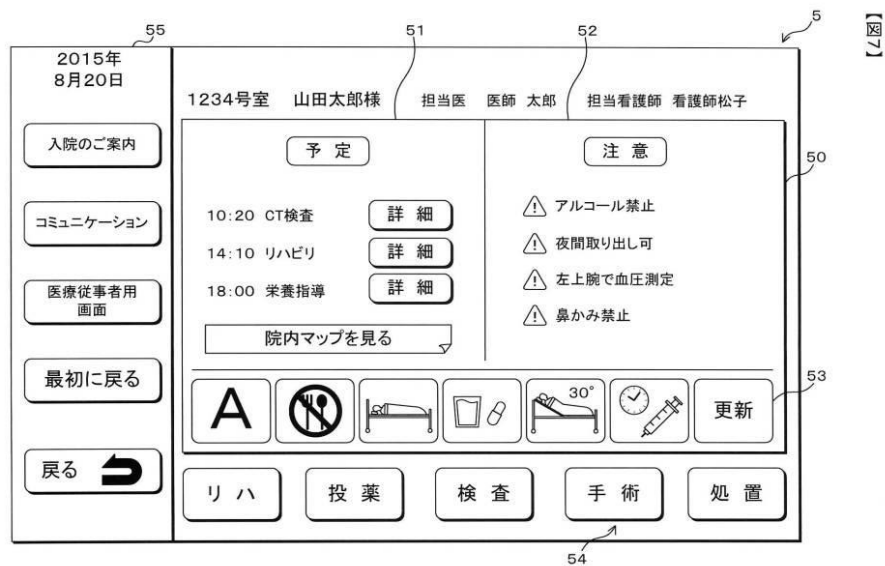
別紙

本件明細書 1 図面

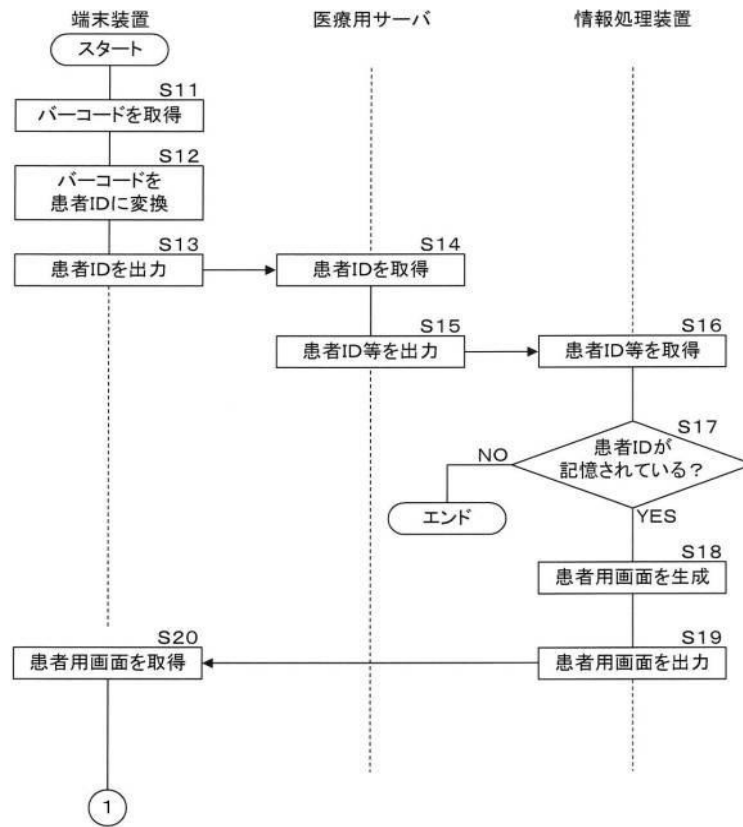
【図 1】



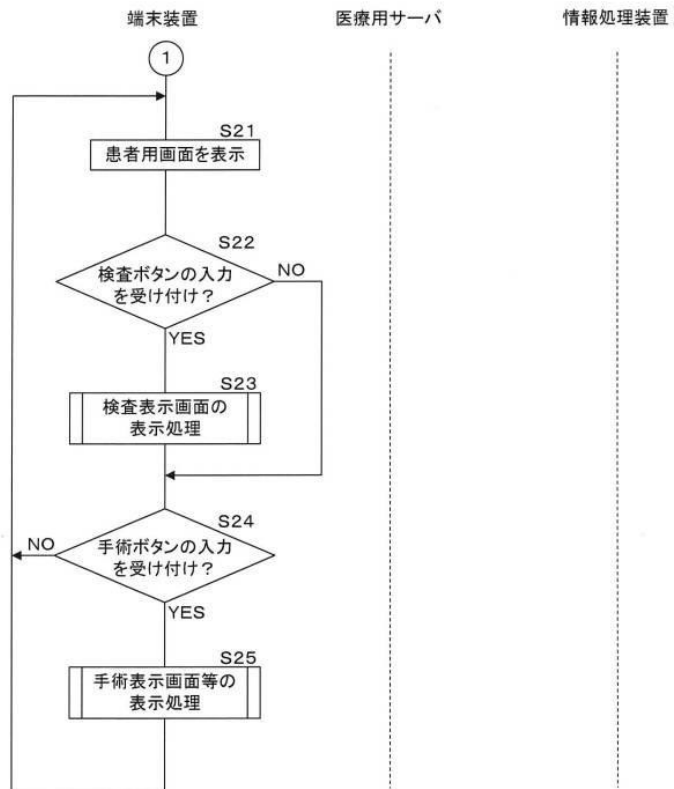
【図 7】



【図11】



【図12】



【図 2 0】

9

> 看護師専用画面

ログイン中

看護師 松子
ログアウト

1234号室 山田 太郎 様

患者情報の確認

電子カルテ入力

患者様への説明 93

91

92

▶ 禁忌・アレルギー情報

▶ バイタル

▶ 検査

▶ 手術

▶ 看護支援記録

▶ 三点認証

▶ 処置

▶ 与薬

▶ 与薬

▶ 認証実施

▶ リハビリ

▶ コミュニケーション

【図20】

【図 2 1】

10



山田 太郎 様のバイタル入力画面

日時

2015年08月20日

9 時

00 分

体温

37.0 °C

呼吸数

60 回

最高血压

130 MmHg

最低血压

60 MmHg

脈

75 回/分

酸素濃度

96 %

例文

特変なし

担当

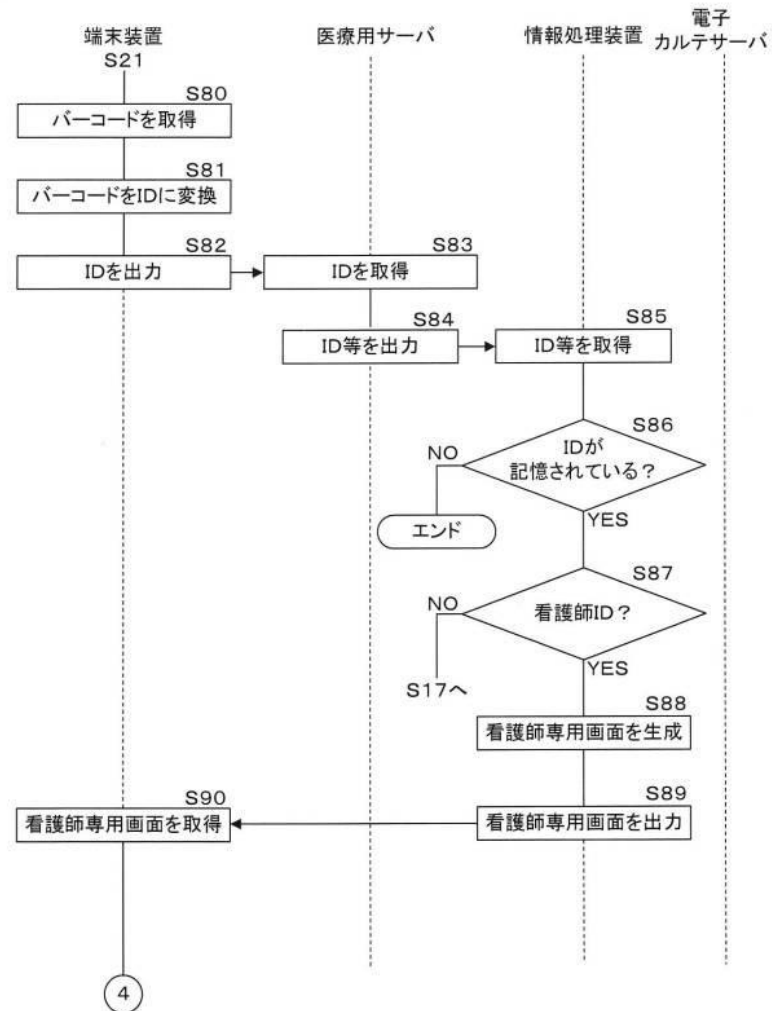
看護師 松子

登 録

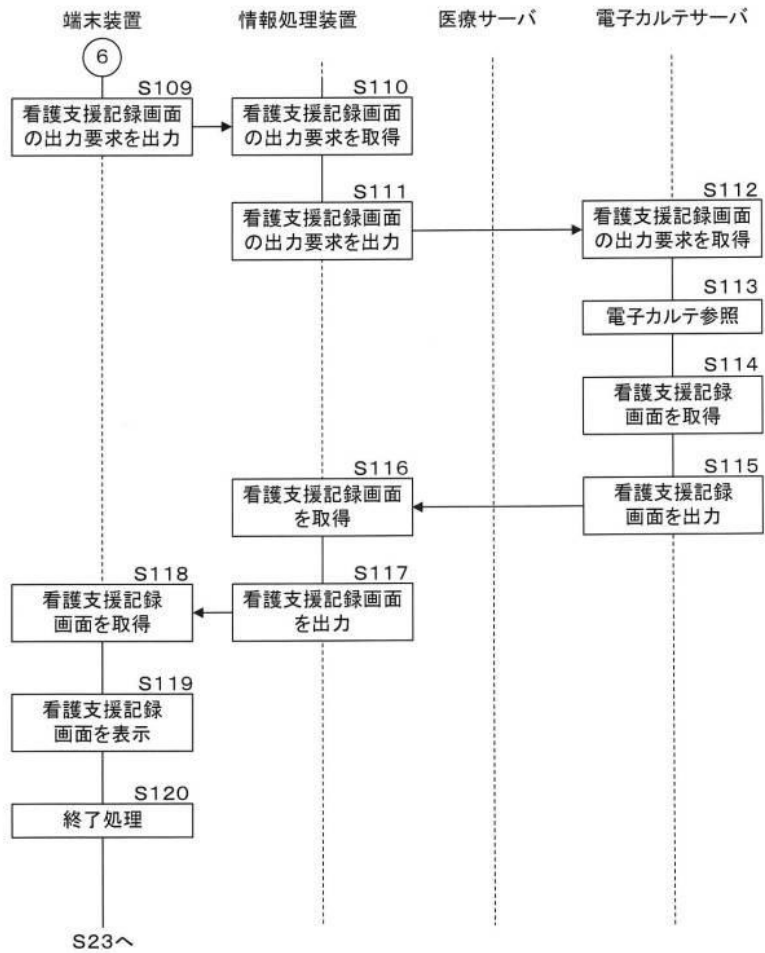
101
102
103
104
105
106
107
108

【図 2 1】

【図23】



【図26】



乙 1 公報図面

【図 9】

実施例 2 に係る電子カルテアプリケーションの表示例を示す図

(a)

病院太郎		病院次郎	利用者：医師 A
検査歴		処方オーダー	今回カルテ記述
2003 年 7 月 30 日		臨時処方	処方オーダー
アレルギー A	+	薬品選択	AAA 剤 3 回分
アレルギー B	-	AAAA	BBB 剤 3 回分
アレルギー C	-	BBBB	痛いとき
		CCCC	
2004 年 3 月 2 日		DDDD	検査オーダー
アレルギー D	+	用法	アレルギー A
アレルギー E	-	医師の指示通り	アレルギー B
		1 日 1 回	アレルギー C
		1 日 3 回	
カルテ保存		終了	状態情報登録

(b)

病院太郎		病院次郎			利用者：医師 A
実施状況					今回カルテ記述
日付	3 / 2	3 / 3	3 / 4		処置オーダー
処方	○	○	○		ガーゼ交換
注射	○				
処置					放射線オーダー
検査			○		X 線撮影
放射線			○		
移動					
食事	○	止め	○		
カルテ保存		終了		状態情報登録	